	北海道強靱化計画 新旧対照表	
改定原案	現行	備考
北海道	☆	
北海道強靱化計画	北海道強靱化計画	
<u>令和■年■月 改定</u>	平成 27 年 3 月 (平成 30 年 3 月修正)	
北海道	北海道	

改定原案	現行	備考
【目 次】	【目 次】	
I はじめに	1 ままの作う物に	
1 計画 <u>改定</u> の趣旨 ······ <u>■</u>	1 計画の策定趣旨 2	
2 計画の位置づけ <td>2 計画の位置づけ 2 3 計画の構成 3</td> <td></td>	2 計画の位置づけ 2 3 計画の構成 3	
 Ⅲ 北海道強靱化の基本的考え方	 II 北海道強靱化の基本的考え方	
1 国全体で取り組むべき国土強靱化政策のあり方 ・・・・・・・・・	1 国全体で取り組むべき国土強靱化政策のあり方4	
2 国土強靭化に向けた北海道の役割	2 国土強靱化に向けた北海道の役割	
3 北海道強靱化の必要性 <u>と目標</u> · · · · · · · · · · · · · · ·	3 北海道強靱化の必要性	
	4 北海道強靱化の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	
<u>4</u> 本計画の対象とするリスク ······ <u>■</u>	5 本計画の対象とするリスク	
<u>5</u> 北海道強靱化を進める上での留意事項·····	6 北海道強靱化を進める上での留意事項・・・・・・・・・・11	
Ⅲ 脆弱性評価	Ⅲ 脆弱性評価	
1 脆弱性評価の考え方	1 脆弱性評価の考え方	
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 ⋯⋯⋯ ■	2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 13	
3 評価の実施手順	3 評価の実施手順	
4 評価結果	4 評価結果 · · · · · · · 15	
Ⅳ 北海道強靱化のための施策プログラム	IV 北海道強靱化のための施策プログラム	
1 施策プログラム策定の考え方	1 施策プログラム策定の考え方	
2 施策推進の指標となる目標値の設定 ・・・・・・・・・・・	2 施策推進の指標となる目標値の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・18	
3 <u>推進事業</u> ······ <u>■</u>	3 施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定)	
<u>4</u> <u>施策プログラム一覧</u> ······ <u>■</u>	【北海道強靱化のための施策プログラム一覧】 ・・・・・・・・・ 20	
<u>5</u> 効果的・効率的な施策展開のための体系付け · · · · · · · · · ■		
V 地域における施策展開の方向性	V 地域における施策展開の方向性	
1 地域の実情や特性に応じた施策展開	1 地域の実情や特性に応じた施策展開 42	
2 地域間連携による施策展開	2 地域間連携による施策展開 51	
VI 計画の推進管理	VI 計画の推進管理	
1 計画の推進期間等	1 計画の推進期間等53	
2 計画の推進方法	2 計画の推進方法 ・・・・・・・・・・・・・・・ 53	
3 推進体制	3 推進体制 54	
4 必要な予算の確保に向けた国への働きかけ ・・・・・・・・・・・・		
<u>5</u> 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた施策の推進 ····· ■	4 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた施策の推進 ····· 55	
【別表】 北海道強靱化に関する脆弱性評価 ・・・・・・・・・・・ ■	【別表】 北海道強靱化に関する脆弱性評価56	

北海道強靱化計画 新旧対照表 改定原案 現 I はじめに I はじめに 1 計画改定の趣旨 1 計画の策定趣旨 策定趣旨に変えて改定趣旨 (1) これまでの経過 2011 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会 | を記載。 2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会 経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ (1)として基本法の成立か 経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ 地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなっ ら5年間の国及び道におけ 地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなっ る経過を記載。 た。 また、北海道においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確 率で想定されているほか、過去の経験から、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害 に対する備えが喫緊の課題となっている。 こうした中、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・ こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を 減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、2014年 図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施 6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が 行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」 閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施 という。) が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減 策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきたところであり、基本法の 災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。 施行後5年となる2018年12月には、国において基本計画の見直しが行われた。 この間、北海道においても、東日本大震災の教訓を踏まえ、「北海道地域防災計画」 この間、北海道においても、東日本大震災の教訓を踏まえ、「北海道地域防災計画」 の見直しをはじめ、2012年3月には「北海道バックアップ拠点構想」を策定し、国 の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。さらに、 民生活や国全体の経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害のリス 2012年3月には「北海道バックアップ拠点構想」を策定し、国民生活や国全体の経 ク低減に向け、北海道として貢献していくための取組を推進するとともに、2015年 済活動に甚大な影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害のリスク低減に向け、北海 3月には、『北海道の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から道民 道として貢献していくための取組を推進してきた。 の生命・財産を守り、本道の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、 本道における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、北海道の強靱化を図ること

本道における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、北海道の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から道民の生命・財産を守り、本道の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、市町村、民間事業者、道民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

(2)として現行計画の下で の施策の進捗についての自 己評価とともに近年の自然 災害の状況など本道の強靱 化を取り巻く環境を記載。

(2) 北海道の強靱化を取り巻く状況

という。)を策定した。

本計画に基づき、毎年度、具体的な施策の推進方策である「アクションプラン」を策定し、施策の推進を図ってきたところであり、計画に掲げる各施策は、概ね順調に進捗しているが、一方で、2016年8~9月の大雨災害や2018年9月には本道において、かつて経験したことのない最大震度7を観測する胆振東部地震が発生し、また、近年、全国においても、2016年4月の熊本地震、2018年7月の西日本豪雨、2019年9~10月の台風15号や19号による被害など、自然災害が頻発、激甚化している。

国全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、市町村、民間事業者、道

民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない」との

基本認識のもと、北海道における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推

進するため、基本法に基づく地域計画として、北海道強靱化計画(以下「本計画」

こうした状況を踏まえると、本道の強靱化は喫緊の課題であるとともに、本道の 強靱化の取組を通じて国全体の国土強靱化に貢献する北海道の役割やその意義は、 ますます高まってきている。

また、本面の強動の治産に由たっては、自の道・雪肉村・美閣が生れる性が を出しながら、互いに治療し取り組かを認めり、とりが中国性との実験は主義 できるが、五市に対しては、多くの重由性で変更後向が元 こうした本本部額のもと、北海道における目上境類化に関する海菜を設合的かつ こうした本本部額のもと、北海道における目上境類化に関する海菜を設合的かつ がら、直接が一性となってよる適自らの連携化上放り組むとともに、大規模自然大 大部値は、基本活動 13 米に基づく回工機器化地数計画とので変数とよう。本 計画値を注し、本語に対しる環境化・放り組むとともに、大規模自然大 大部値は、基本活動 13 米に基づく回工機器化地数計画とので変数とよう。本 計画値を注し、本語に対しる環境化・放り組むとともに、大規模自然大 大部値は、基本活動 13 米に基づく回工機器化地数計画として策定するものであり、 大部値は、基本活動に対して促動性がも、 また、本計画は、基本活動の分別が対象は対して保護性がも、 また、本計画は、本海治師及対策基本条例第19 米に基立する場合の を性態を推進するための基本的なお針として復産付ける。 また、本計画は、北海治師及対策基本条例第19 米に基立する場合の を発生を持ちための基本的なお針として保護性がも、 また、本計画は、北海治師及対策基本条例第19 米に基立する場合の を発生を持ちための基本的なおまたし、国会体で取り組むらくでは割付する。 また、本計画は、北海治師及対策基本条例第19 米に基立する追り放政策に関する る施力の経ら的かつ計画的な推進を図るための計画として位置付ける。 また、本計画は、北海治師及対策基本条例第19 米に基立する追り放政策に関する る施力の経ら他のも本的を表からの計画として位置付ける。 また、本計画は、北海治師及対策基本条例第19 米に基立する追り放政策に関する る施力の経合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置付する また、本計画を関連を図るための計画として位置付する。 また、本計画を関連を図るための計画として位置でする。 また、本計画を関連を図るための計画として位置でする。 また、本計画を関値の主なるがあり、北海道にあまる場所を記する。 本語の経験を進かるがまとして、国全体で取り組むへきで通りを表示 本地海道路のと表めのかりで計画的な維重を図るための計画として設定するものでありまる を必要を指定を目のの基礎に関する道路と地域ではあるが表面であり、北海道に関する を設定して、電音のでは、全域ののででで、北海道を関する 本地海道路のと表めの対象として、国をでは、またの表は 本地海道路がに関する道路のが進しの要な事項を行らかにするため、北海道に 計画の対象化に関する道路のが進してできると、北海道は衛行の一様と表述。 本地海道路がに関する道路のが進してできる場では、またので	北海道強靱化計画 新旧対照表			
を担しながら、互いに当場し取り組む必要があり、とりわけ声射はの強調は重要であるが、適内面料における固まではいるとの、またまでの影響の高級は当曲については、多くの面向料で競走金向が表生があるともの。またまでの影響の高級は最近というであるともの。またまでの影響の高級は最近との関係関連での過去をより変なが、空間が一次となって北美型自らの整部に関り組むとともに、大策信息数数 宣に備えた北海運の強みを活かしたバックアンで開始が上がした際であるよう。ま 対価を変し、本面における回生を対してのであるともに、大策信息数数 宣に備えた北海運の強みを活かしたバックアンで開始が上がした際であるとともに、大策信息数数 では一般であるとされ、大策信息数数 では一般であるとされ、大策信息数数 では一般であるととが多り、対域が設計画ではじかとする北海運の分野別画の国土場が化に関する場合であるり、地域が設計画をはじかとする北海運の分野別画の国土場が化に関する場合であるともに、市割付地を関連事業等による政権を向から対象が対象は上の変したがあるとともに、市割付地を関連事業等による政権として位置が大大・末油曲は、北海油が放対策を表を剥削して対象に関する場合では必要ながあるとともに、市割付地を関連事業等による政権として位置が大大・末油曲は、北海油が放け変基本条約第10条に対して当場のが対象に関する場合で対象と、大きに対しては関する。また、末土曲は、北海油が設めず海が会と対象を浸のための方面がある場合として位置がある。また、末土曲は、北海油が設めず海が会との方面は立として位置がある。また、末土曲は、北海油が設めず海が会とのが計画として位置がある。また、末土曲は、北海油が設めず海が会とのでは一般として位置がある。また、末油は、北海が設めが表するための選集が表が表として位置がある。また、末油は、北海が設めが表するための音を対して位置がある。また、末油は、北海が設めが表するための音を対して位置があるり入り、を変したの音楽を示め、として位置がある。また、北海は登場化の重なも名の数をとして、日全体で取り組むべき「田土機器化成策のあるり対しを受かるの対象として、田全様で取りませまえ、「北海は登場では、大き、表面ととして、田全様で取りまとなど、「北海は登場では、大き、表面ととして、日全様で取りまとなど、「北海は登場での音を実施、大規模自然要素が対する成数性の対する性が表が表し、大規模自然要素が表としたリスクシナリオとして、21の「設さてはなるない場別の事態と変し、大規模自然要素が表としたリスクシナリオとして、21の「設さてはなるない場別でする機を対象としたリスクシナリオとして、21の「認さてはなるない場別でする。を変し、予定機を対象としたリスクシナリオとして、21の「認さてはなるない場別でするとない場別でするとない場別ですると表は、大規模性が関すると表は、大規模性が関すると表は、大規模性が関すると表は、大規模性が関すると表は、大規模性が関すると表は、大規模性を表すると表は、大規模性が関すると表は、大規模性が関すると表は、大規模性が関すると表は、大規模性が関すると表は、大規模性が関すると表は、大規模性が関すると表は、大規模性が関すると表は、大規模性が表すると、北海は大規模性が表すると表は、大規模性が表は、大規模性が表すると表は、大規模性が表すると表は、大規模性が表すると表は、大規模性が表すると表は、大規模性が表すると表は、大規模性が表すると表は、大規模性が表する	改定原案	現 行	備考	
であるが、遺化市町町上は村も原始計画については、多くの市町村で需定数白の元を介入しているものの、電が済みの市町村は「安程度に留まっている」 (3) 改変の目的 このため、これまでの電額のよ機構来や7年の開発販売から得られた知見、回の 基本計画の見住し四等を設まえ、選と市町村在での関係販売して発表しまりませんとって、大規模自然製造に関えた北海道の設めと活かしたパックテンプ機能が「対比の発生しるよう。ま計画の位置付け、未対しました機能のと活かしたパックテンプ機能が「対比の発生したよう。ま計画の位置付け、本計画は、基本活第 13 条に基づく田土境部化地質からわけ、北海道における国土地等 人物の企業が上海の受力を活めたが、今天が大きでは、市町村や原間事業者等による取組を含め、北地道における国土地等 人物を設を推進するためる本状の計画として発電する。 2 計画の位置づけ 本書地は、北海道は対策基本条列第 10 条に規定や道面的返対類に関する前に、表生の基本状の計画として発電する。 3 計画の構成 1 はじかに → 計画立意の服制 計画の位置が付き を提示 ▼ 1 はじかに → 計画立意の服制 計画の位置付けを提示 ▼ 1 はじかに → 計画立意の服制 計画の位置付き 表した に 市町村や原間事業者等による原始を含め、北海道は最初の水準を取りが対象を活かし、内上地等化の対象を対象として 田土体等化の変が上海の位置付き 提示 ・	また、本道の強靱化の推進に当たっては、国や道・市町村・民間がそれぞれ役割			
② たているものの、金宝茂みの市町村は一定程度に留まっている。 (3) 改定の目的 このため、これまでの限額の点検器里や近年の自然図書から得られた知見、国の 基本計画の民庭し内容を発達え、遠と市町村などの関係機関との支援をより受めなが。 古民が一件となって北海道自らの登場化に取り組むとともに、大規固的数と対した現立アの大理総計・中にと発したベックアの実践が上でいる実践をより。本計画と対したが、まましまける強弱化関策の一定の元実・強化を図ることとする。 2 計画の位置付け 未計画は、基本法別 13 条に基づく国土強弱化地域計画として栄定するものであり、地域が現代画をはいめとする北海道の分野別計画の国土造場に関するともでは、市町村や民間中等者では、お助達の資産としての選付ける。 また、木計画は、北海道防災対策基本化のの第10 冬に規定する造の防災対策に関する路底のの基本的な指針として心管付ける。 また、木計画は、北海道防災対策基本条の第10 冬に規定する造の防災対策に関する路度の場合のかっ計画的な推進を図るための計画として位置付ける。 3 計画の構成 1 はじめた → 計画虚定の最監、計画の位置付けを提示 「 北海道強弱化の基本的な基本的考え方 →北海道が中の連奏を活かし、国土強弱化の中で「北海道が担うべき役別」を提示 ・水海道は一つ連奏を活かし、国土強弱化の中で「北海道が担うべき役別」を提示 ・水海道は一つ連奏を活かし、国土強弱化の中で「北海道が担うべき役別」を提示 ・水海道は一つ連奏を活かし、国土強弱化の中で「北海道が担うべき役別」を提示 ・水海道が日かずき役割や直面する自然支育リスの手を整まえた「北海道強弱化のあり」を提示 ・水海道が日かずき役割や直面する自然支育リスの、北海道に対ける。 ・水海道が日かずき役割や直面する自然支育リスの表に対しているのでは、を提示 ・水海道が日かずき役割や直面する自然支育リスの、北海道に対ける、北海道に対ける、大海道強弱化を進める前提として、国全体で取り組むべき「国土強弱化政策のあり」を提示 ・水海道が担心の基本的に関する施達の対しのでは、北海道域弱化の場合が、北海道が弱かいの変性」を提示 ・水海道が日かずき後割や直面する自然支育リスの、北海道に対ける大海を指摘したの手を請まえた「北海道域弱化の変性」を提示 ・・水海道が関化に関する施達すなどの表で可能を関する。 ・水海道が日から対して、関する施建すると、北海道は関化を進める上での留置事項を提示 ・・水海道が日からまり、大海道強弱化を通める上での留置事項を提示 ・・水海道が関化に関する施達する上の固定機能に関するを表で現ると、北海道域関化地域が開かした。、北海道が関心を通り、北海域が関心を通り、大海域が関心を通り、大海域が関心を通りをしての留置が日を提示 ・・水海道が日からまれば、日本に対して、日本のリス・大海道域弱化を通める上での留置が可能を対している。 ・・水海道が日からまれば、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは	<u>を担いながら、互いに連携し取り組む必要があり、とりわけ市町村との連携は重要</u>			
(3) 改労の目的	であるが、道内市町村における地域計画については、多くの市町村で策定意向が示			
□ こうした 図表の表現と対する協策と関係の自然連至から任うれた利用。回の	されているものの、策定済みの市町村は一定程度に留まっている。			
□ こうした日本記録のもと、北海道における国土党務化に関する施策を総合的かつ がら、官長が一般となって北海道自らの連絡化に関する施策を総合的かつ がら、官長が一般となって北海道自らの連絡化に関する経済とよう。本計画を変更な上海道の選手を活んしたパックアップ総能が十分に発揮されるよう。本計画を変更、大変における受勢化落成の一層の未実・機化を図ることとする。 2 計画の位置付け 本計画は、東本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、地域取実計画をはじめよずる北海道の分別別計画の国土金粉化に関する指針であるとともに、前時村や民間事業者等による取組を含め、北海道における国土機靱 に施策を推進するための基本的を指針しての位置付ける。また、本計画は、北海道的契対策差本条例第 10 条に規定する過の防災対策に関する施策の政治的かつ計画的な推進を図るための計画として位置付ける。また、本計画は、北海道的契対策差本条例第 10 条に規定する過の防災対策に関する施速の分分別計画の担土金粉化に関する指針であるとともに、前時村や民間事業者等による取組を含め、北海道における国土機靱 に施策を推進するための基本的計量として位置付ける。また、本計画は、北海道的契対策基本条例第 10 条に規定する過の防災対策に関する施定の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置付ける。また、本計画は、北海道的契対策基本条例第 10 条に規定する過の防災対策に関する施力の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置付ける。また、本計画は、北海道的契対策基本条例第 10 条に規定する過の防災対策上は、自国に関する。また、本計画は、北海道は影化の基本条例第 10 条に規定する過のおおお計として位置づける。また、本計画の対策を含める前提として、国全体で取り組むべき「国土地験化政策のありり」を提定する必要が作の表述の対策を表し、目前の策定を同して位置づける。また、本計画の情域として、国全体で取り組むべき「国土地験化政策のありり」を提定すると同じ、計画の策定を言い、国土金粉化の中で「北海道が担うべきを割」を提示したの必要性」を提示・北海道は移化の目標」を設定・北海道は移化の目標」を設定・計画の対策とするが影響化の過度率項を関らかにするため、北海道における可以規模的数で主義を記述して、国立体験化の目標」を設定・計画の対策をよるの対策を表したリスクシナリオを認定の対策を表したリスクシナリオを記述を述める上での超度率項を関らかにするため、北海道は移化の目標」を設定・計画の対策をとするリスク、北海道機和に関する施策的の手向を実施・本語を開始を関する施策を定める上での超度率項を関する施策を定める上での超度率項を関する施策を定める上での対策を表したリスクシナリオとして、21 の「記さてはなの多数で対域を表したリスクシナリオとして、21 の「記さてはなの多数で対域と対域を表したリスクシナリオとして、21 の「記さてはなの多数で対域を表したりに関する施策を表したリスクシナリオを記述を表したりに関する施策を表したリスクシナリオを記述を表したります。 「施力技術を表したりますを表したります。」 「本語を定するとの表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したります。またますを表したりますを表したりますを表したりますを表しまする。 「本語を表したりますを表したりますを表したりますを表します。 「本語を表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表しまする。 「本語を表しため、表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表したりますを表しますを表します。 「本語を表したりますを表しますを表しますを表しますを表しますを表しますを表しますを表しますを表し				
基本計画の見遺し内容を確まえ、遊と市町村などの関係規模との連携をより深めた から、直接が一生なって北海道自の塗粉をに取り組むとともに、大規模自然変	<u>(3)改定の目的</u>		(3)として改定の視点とそ	
### ### #############################	<u>このため、これまでの取組の点検結果や近年の自然災害から得られた知見、国の</u>	こうした基本認識のもと、北海道における国土強靱化に関する施策を総合的かつ	の目的を記載。	
	基本計画の見直し内容を踏まえ、道と市町村などの関係機関との連携をより深めな	計画的に推進するため、本計画を策定する。		
計画を改定し、本道における確弱化鑑策の一層の充実・強化を図ることとする。 2 計画の位置がけ 本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであ 9、地域防災計画をはじめとする北海道の分野別計画の国土強靭化に関する指針で あるとともに、市町村や民間事業者等による取組を含め、北海道における国土強靭 化施策を推進するための基本的な指針として位置付ける。 また、本計画は、北海道防災対策基本条例第 10 条に規定する道の防災対策に関する 施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置付ける。 3 計画の構成 I はじめに → 計画改定の趣旨、計画の位置付けを提示 ▼ ■ 北海道強靱化の基本的な指針として、国全体で取り組むべき「国土強靭化政策の あり方」を改めて提起 →北海道がもつ強みを活かし、国土強靭化の中で「北海道が出うべき役割」を提示 →北海道がもつ強みを活かし、国土強靭化の中で「北海道が出うべき役割」を提示 →北海道がもつ強みを活かし、国土強靭化の本で「国土強靭化政策の あり方」を改めて提起 →北海道がもつ強みを活かし、国土強靭化の中で「北海道が担うべき役割」を提示 →北海道がもつ強みを活かし、国土強靭化の中で「北海道が担うべき役割」を提示 →北海道がもつ強みを活かし、国土強靭化の中で「北海道が担うべき役割」を提示 →北海道が担うべき役割や直面する自然災害リスク等を踏まえた「北海道強靭化のあり方」を提示 →北海道の対象とするリスク、北海道域靭化を進める上での留意事項を提示 ■ 服務性評価 →北海道へを役割や直面する自然災害リスクシナリオのの変質性と見に対する施強化の評価を実施 →大規模自然災害を殺を対象としたリスクシナリオとして、国のリスクシナリカの改変性と見た自然策略の評価を実施 →大規模自然災害に対する施強性の評価を実施 →大規模自然災害に対する施強性の事でを表述を使われる関係を表述を使われる関係で表述を対して対しませな。 □ 配表性証を対しては対しては対した対しに対しな対しな対しに関する施策の対しに関する施策の対しに関する施策の対しに関する施策の対しに関する施策の対しに関する施策の対しに関する施策の対しに関する施策の対しに関する施策の対しに関する施策の対した対しませなが表述を表述を対しませなが表述を対しませなが表述を表述を表述を対しませなが表述を対しませなが表述を表述を対しませながあれるとしませなが表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表				
② 計画の位置付け 本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであ り、地域防災計画をはじめとする北海道の分野別計画の国土強靭化に関する治針で あるとともに、市町村や民間半業者等による取組を含め、北海道における国土強靭 化炼策を推進するための基本的な指針として位置付ける。 また、本計画は、北海流流防災対策基本条例第 10 条に規定する道の防災対策に関する治針で あとともに、市町村や民間半業者等による取組を含め、北海道における国土強靭 化炼策を推進するための基本的な指針として位置づける。 また、本計画は、北海流流防災対策基本条例第 10 条に規定する道の防災対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置づける。 また、本計画は、北海流流防災対策基本条例第 10 条に規定する道の防災対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置づける。 3 計画の構成				
本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、地域防災計画をはじめとする北海道の分野別計画の国土資靱化に関する指針であるともに、市町村や民間事業者等による取組を含め、北海道における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針として位置付ける。また、本計画は、北海道防災対策基本条例第10条に関する進動であると表して、本語、主義、主義、主義、主義、主義、主義、主義、主義、主義、主義、主義、主義、主義、				
り、地域防災計画をはじめとする北海道の分野別計画の国土強靱化に関する指針であるとともに、市町村や民間事業者等による取組を含め、北海道における国土強靱化に関する指針である。また、未計画は、北海道防災対策基本条例第 10 条に規定する追の防災対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置付ける。 また、未計画は、北海道防災対策基本条例第 10 条に規定する道の防災対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置づける。 また、未計画は、北海道防災対策はを選る外の計画として位置づける。 また、未計画は、北海道防災対策はを選る外の計画の位置づけを提示 しまた、本計画の構成 しまた、本計画の構成・計画の位置づけを提示 ・ 北海道強靭化の基本的考え方 ・ 北海道強靭化の基本的考え方 ・ 北海道強靭化の基本的考え方 ・ 北海道強靭化の基本的表とで、対域・計画を提示・				
あるとともに、市町村や民間事業者等による取組を含め、北海道における国土強靭 化施策を推進するための基本的な指針として位置付ける。 また、木計画は、北海道が契対策基本条例第 10 条に規定する道の防災対策に関す る施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置付ける。 また、木計画は、北海道防災対策基本条例第 10 条に規定する道の防災対策に関す る施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置づける。 また、木計画は、北海道防災対策基本条例第 10 条に規定する道の防災対策に関す る施策の総合的かつ計画のな推進を図るための計画として位置づける。 3 計画の構成				
また、本計画は、北海道防災対策基本条例第10条に規定する道の防災対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置付ける。 3 計画の構成				
る施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置づける。 3 計画の構成				
3 計画の構成				
■			改定後の構成に合わせ修正。	
■ 北海道強靱化の基本的考え方 →北海道強靱化を進める前提として、国全体で取り組むべき「国土強靱化政策のあり方」を改めて提起 →北海道がもつ強みを活かし、国土強靱化の中で「北海道が担うべき役割」を提示 →北海道が担うべき役割や直面する自然災害リスク等を踏まえた「北海道強靱化の必要性と目標」を提示 →計画の対象とするリスク、北海道強靱化を進める上での留意事項を提示 →計画の対象とするリスク、北海道強靱化を進める上での留意事項を提示 ▼ ■ 脆弱性評価 → 北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害と般を対象としたリスクシナリオとして、国のリスクシナリオの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、21 の 「起きてはならない最悪の事態」を改定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評 「起きてはならない最悪の事態」を改定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評 「価				
→北海道強靱化を進める前提として、国全体で取り組むべき「国土強靱化政策のあり方」を改めて提起 →北海道がもつ強みを活かし、国土強靱化の中で「北海道が担うべき役割」を提示 →北海道が担うべき役割や直面する自然災害リスク等を踏まえた「北海道強靱化の必要性と目標」を提示 →計画の対象とするリスク、北海道強靱化を進める上での留意事項を提示 ▼ Ⅲ 脆弱性評価 →北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、国のリスクシナリオの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ。21の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価	·	·		
あり方」を改めて提起 →北海道がもつ強みを活かし、国土強靱化の中で「北海道が担うべき役割」を提示 →北海道が担うべき役割や直面する自然災害リスク等を踏まえた「北海道強靱化の必要性と目標」を提示 →計画の対象とするリスク、北海道強靱化を進める上での留意事項を提示 ▼ Ⅲ 脆弱性評価 →北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害としたリスクシナリオとして、国のリスクシナリオの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、21の「起きてはならない最悪の事態」を改めて、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価。 あり方」を提起 →北海道が担うべき役割や直面する自然災害リスク等を踏まえた「北海道強靱化の必要性」を提示 上記を踏まえた「北海道強靱化の目標」を設定 →計画の対象とするリスク、北海道強靱化を進める上での留意事項を提示 ▼ Ⅲ 脆弱性評価 →北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害と般を対象としたリスクシナリオとして、21の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価を				
→北海道がもつ強みを活かし、国土強靱化の中で「北海道が担うべき役割」を提示 →北海道が担うべき役割や直面する自然災害リスク等を踏まえた「北海道強靱化の必要性と目標」を提示 →計画の対象とするリスク、北海道強靱化を進める上での留意事項を提示 ■ 脆弱性評価 →北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、国のリスクシナリオの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、21の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価を実施 →大規模自然災害を設定と、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価を実施 →大規模自然災害とした自然災害が必ずとして、国のリスクシナリオールの改訂や計画策定後に発生した自然災害が必ずとして、国のリスクシナリオールのようない最悪の事態」を設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価を実施 →大規模自然災害としたりスクシナリオとして、21の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価を				
示 →北海道が担うべき役割や直面する自然災害リスク等を踏まえた「北海道強靱化の必要性と目標」を提示 →計画の対象とするリスク、北海道強靱化を進める上での留意事項を提示 ▼ Ⅲ 脆弱性評価 →北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、国のリスクシナリオの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、21の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価	1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	3 7 7 3 2 30.0		
→北海道が担うべき役割や直面する自然災害リスク等を踏まえた「北海道強靱化の必要性と目標」を提示 →計画の対象とするリスク、北海道強靱化を進める上での留意事項を提示 ▼ Ⅲ 脆弱性評価 →北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害と般を対象としたリスクシナリオとして、国のリスクシナリオの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、21の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価				
の必要性 <u>と目標</u> 」を提示 →計画の対象とするリスク、北海道強靱化を進める上での留意事項を提示 ▼ Ⅲ 脆弱性評価 →北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、21 の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価				
→計画の対象とするリスク、北海道強靱化を進める上での留意事項を提示 ▼ Ⅲ 脆弱性評価 →北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害と般を対象としたリスクシナリオとして、国のリスクシナリオの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、21の 「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定し、事態回避に向けた現行施策 上記を踏まえた「北海道強靱化の目標」を設定 →計画の対象とするリスク、北海道強靱化を進める上での留意事項を提示 ▼ Ⅲ 脆弱性評価 →北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、21の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価				
→計画の対象とするリスク、北海道強靱化を進める上での留意事項を提示 Ⅲ 脆弱性評価				
■ 脆弱性評価 →北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、国のリスクシナリオの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、21の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定し、事態回避に向けた現行施策 価 ■ 脆弱性評価 →北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 ⇒大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、21の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価	→司□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			
 Ⅲ 脆弱性評価 →北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、国のリスクシナリオの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、21 の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定し、事態回避に向けた現行施策 Ⅲ 脆弱性評価 →北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、21 の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価 	_			
→北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、国のリスクシナリオのの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、21の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定し、事態回避に向けた現行施策 価		·		
おける大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 →大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、 <u>国のリスクシナリオのの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、</u> 21 の 「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定し、事態回避に向けた現行施策 価				
→大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、 <u>国のリスクシナリオの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、</u> 21 の「起きてはならない最悪の事態」を改成し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価をではならない最悪の事態」を改成し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価				
<u>の改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、</u> 21 の 「起きてはならない最悪の事態」を <mark>改めて</mark> 設定し、事態回避に向けた現行施策 価				
「起きてはならない最悪の事態」を <mark>改めて</mark> 設定し、事態回避に向けた現行施策 価				
	の対応力について評価] Deed		

改定原案		現	行	備	考
グラム →脆弱性評価の結果を踏まえ、北海 道における強靱化施策の取組方 針を示す「施策プログラム」を策 定	地域における施策展開の方向性 →「施策プログラム」の地域展開 に当たり、道内6地域ごとに特 徴的の当該地域において留意すべき施策推進の方向性を提示 →大規模災害時における広域避難 や全道域での物資調達など、た 町村や温興局地域の枠を越えた 地域間連携による施策展開の方 向性を提示 進するための進捗管理の方法や体制	IV 北海道強靱化のための施策プログラム →脆弱性評価の結果を踏まえ、北海道における強靱化施策の取組方針を示す「施策プログラム」を策定 →21 のリスクシナリオごとに事態回避のために取り組むべき施策を提示 →施策の進捗や実績を的確に把握するため、関連する数値目標を設定 →計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を実施 VI 計画の推進管理	▼ 地域における施策展開の方向性 → 「施策プログラム」の地域展開 に当たり、道内 6 地域ごとに特 徴的な自然災害リスク等を整理 し、当該地域において留意すべき施策推進の方向性を提示 → 大規模災害時における広域避難 や全道域での物資調達など、市町村や振興局地域の枠を越えた地域間連携による施策展開の方向性を提示		
Ⅱ 北海道強靱化の基本的考え方		Ⅱ 北海道強靱化の基本的考え方			
1 国全体で取り組むべき国土強靱化政策のあり 2015年3月、道は本計画の中で、今後、北海	, -	1 国全体で取り組むべき国土強靱化政策 北海道の強靱化に向けては、国の国土	€のあり方 -強靱化政策はもとより、全国各地域におけ	道が現行計画 強靱化政策の	
の取組をより実効あるものとするため、国全体			大規模自然災害に対する本道の脆弱性を克	した旨に修正。	
り方として、次のとおり提起したところである	0	服するとともに、北海道がもつ可能性を しての役割を発揮することが重要となる	引き出し、国全体の強靱化に向け北海道と		
			。 食靭化を進めるにあたって、その取組をより		
		実効あるものとするため、国全体で取り	組むべき国土強靱化政策のあり方について		
		提起する。			
(1) △回及排送の柱料に立いた砂切りがなった	\\ \\	1-1 全国各地域の特性に応じた強靭化		田石料兩体中	生1-18年21年
(1)全国各地域の特性に応じた強靱化施策の教育を表現している。 南北、東西に連なる弧状列島である我が国に	—		ネが国は、地理、気候、産業構造などの面で ιぞれの地域が抱える自然災害リスクも一様	現行計画策定 内容を記載。	時に旋起した
で多様な特性を有する地域からなり、それぞれ		多様な特性を有する地域からなり、それ ではない。	これの心を残りでんる日然火音ラクグで一体	アゴ台で配料。	
一様ではない。		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	情成する一つ一つの地域が強靱でなければな		
強靱な国づくりに向けては、国土を構成する	る一つ一つの地域が強靱でなければ	らない。そのためには、北海道はもとよ	り全国の各地域が、それぞれの自然災害リ		

	北海道強靱化計画 新旧対照表	
改定原案 ならない。そのためには、北海道はもとより全国の各地域が、それぞれの自然災害リスクの特性や地域の実情を踏まえながら、現下の脆弱性を克服するための主体的な取組を進めるとともに、地域相互で機能補完できる体制を構築することが必要である。 こうしたことからも、全国各地域が独自の計画のもとで、地域特性に応じた強靭化施策を推進することが重要であり、国においては、多様な政策手段により、国土強靭化に資する地域の意欲的な取組を積極的に支援することが求められる。	現 行 スクの特性や地域の実情を踏まえながら、現下の脆弱性を克服するための主体的な取組を進めるとともに、地域相互で機能補完できる体制を構築することが必要である。 こうしたことからも、全国各地域が独自の計画のもとで、地域特性に応じた強靱化施策を推進することが重要であり、国においては、多様な政策手段により、国土強靱化に資する地域の意欲的な取組を積極的に支援することが求められる。	備考
(2) 分散型国土の形成促進 戦後日本の国土政策、経済政策を振り返ると、合理性や効率性といった、いわゆる「平時の論理」のもとで、東京をはじめとした大都市圏に官民の政策資源が重点投入され、世界に類を見ない成長を遂げてきた。 一方この過程で、太平洋ベルトを構成する都市圏への人口や経済機能の集中が加速した結果、近い将来に想定される首都直下地震や南海トラフ地震では、日本全体にかつてないほどの甚大な人的・経済的被害を及ぼすことが危惧されており、国の存続にも関わる重大なリスクとなっている。 さらに、人口減少下における首都圏等への一極集中は、日本全体の人口再生産機能を低下させるとともに、地方の疲弊を加速させる大きな要因となり、日本の将来を左右する深刻なリスクとして顕在化している。 我が国が直面するこれらの危機を乗り越え、持続可能で強靱な国づくりを進めるためには、首都圏等への一極集中を早期に是正し、分散型国土への再構築を図ることが急務であり、こうした観点から従来の国土政策や経済政策の転換が求められる。	1-2 分散型国土の形成促進 戦後日本の国土政策、経済政策を振り返ると、合理性や効率性といった、いわゆる「平時の論理」のもとで、東京をはじめとした大都市圏に官民の政策資源が重点 投入され、世界に類を見ない成長を遂げてきた。 一方この過程で、太平洋ベルトを構成する都市圏への人口や経済機能の集中が加速した結果、近い将来に想定される首都直下地震や南海トラフ地震では、日本全体にかつてないほどの甚大な人的・経済的被害を及ぼすことが危惧されており、国の存続にも関わる重大なリスクとなっている。 さらに、人口減少下における首都圏等への一極集中は、日本全体の人口再生産機能を低下させるとともに、地方の疲弊を加速させる大きな要因となり、日本の将来を左右する深刻なリスクとして顕在化している。 我が国が直面するこれらの危機を乗り越え、持続可能で強靱な国づくりを進めるためには、首都圏等への一極集中を早期に是正し、分散型国土への再構築を図ることが急務であり、こうした観点から従来の国土政策や経済政策の転換が求められる。	
(3) 国全体のバックアップ体制の構築 東日本大震災の経験からも、大規模災害時における被災者支援や早期の復旧・復興等を遂行するためには、広域ブロック、都道府県、市町村など行政エリアの対応のみでは限界がある。 特に、首都直下地震、南海トラフ地震では、数十万の死傷者が発生し、数百万人の人々が避難生活を余儀なくされることが想定され、北海道においても、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の規模によっては、数十万人の避難者が生じることが想定されている。また、被災地においては、被災地支援の中心となる行政機能や医療機能の麻痺、サプライチェーンの寸断などによる経済活動の停滞などにより、災害対応能力の著しい低下が懸念される。こうした状況下で、膨大な被災者の人命を守り、生活の安全・安心を確保する	1-3 国全体のバックアップ体制の構築 東日本大震災の経験からも、大規模災害時における被災者支援や早期の復旧・復 興等を遂行するためには、広域ブロック、都道府県、市町村など行政エリアの対応 のみでは限界がある。 特に、首都直下地震、南海トラフ地震では、数十万の死傷者が発生し、数百万人 の人々が避難生活を余儀なくされることが想定され、北海道においても、日本海溝・ 干島海溝周辺海溝型地震の規模によっては、数十万人の避難者が生じることが想定 されている。 また、被災地においては、被災地支援の中心となる行政機能や医療機能の麻痺、 サプライチェーンの寸断などによる経済活動の停滞などにより、災害対応能力の著 しい低下が懸念される。 こうした状況下で、膨大な被災者の人命を守り、生活の安全・安心を確保するた めには、被災を免れた遠隔地からの食料・物資の供給、救援・医療活動などのバッ	

	北海道強靱化計画 新旧対照表	
改定原案	現 行	備考
ためには、被災を免れた遠隔地からの食料・物資の供給、救援・医療活動などの	クアップが円滑に実施されることが不可欠である。	
バックアップが円滑に実施されることが不可欠である。	このため、分散型の国土形成に併せ、地域間のネットワークを基本とした国全体	
このため、分散型の国土形成に併せ、地域間のネットワークを基本とした国全	のバックアップ体制を早期に構築することが求められる。	
体のバックアップ体制を早期に構築することが求められる。		
こうした中、計画策定から5年を経た現在、東京圏への人口移動(転入超過数)		現行計画策定時に提起した
は上昇してきており、2018年には14万人になるなど、一極集中はむしろ加速して		内容が、現時点でも強靱化政
<u>いる。</u>		策のあり方としてふさわし
<u>こうした東京圏への一極集中の是正は、「地方への新しい人の流れをつくる」こと</u>		いとの考えから、改めて分散
を目標に掲げる地方創生の取組として、国を挙げて推進しているところであり、こ		型国土の形成や国全体のバ
うした取組と連携しながら、首都直下地震等の発生時における人的・経済的被害を		ックアップ体制の構築を提
最小化するべく、国土強靱化の取組としても積極的に進めていくべきである。		起する。
このため、改めて、国全体で取り組む国土強靱化政策として、効率性の観点から		
過度に集中した国土構造のリスクを分散させるため、自律・分散・協調型国土構造		
<u>の実現を図っていくべきである。</u>		
加えて、近年、全国で自然災害が頻発・激甚化する中、全国各地域で災害に強い		
国土づくりを進めるとともに、大規模自然災害の発生時には、被災を免れた遠隔地		
からの食料・物資の供給、救援・医療活動などのバックアップが円滑に実施される		
ことが重要になることから、自律・分散・協調型の国土形成に併せ、地域間の連携		
<u>に基づく国全体のバックアップ体制の構築にも積極的に取り組むことが必要であ</u>		
<u>3.</u>		
2 国土強靱化に向けた北海道の役割	2 国土強靱化に向けた北海道の役割	前項の再提起を踏まえ、引き
<u>前述のとおり、</u> 国土強靱化は、大規模自然災害という我が国にとって避けること	国土強靱化は、大規模自然災害という我が国にとって避けることのできない危機	続き、北海道として国全体の
のできない危機を克服し、 <u>地域の活力を高め、</u> 持続可能な成長を実現するために講	を克服し、持続可能な成長を実現するために講じる政策であり、国、地方がそれぞ	強靱化に大きな役割を果た
じる政策であり、 <u>今後とも</u> 国、地方がそれぞれの役割分担と連携のもとで進めるこ	れの役割分担と連携のもとで進めることが必要となる。	す旨に修正。
とが必要となる。		
<u>このため、</u> 広大な面積を有し、他地域にはない特性や強みをもつ北海道 <u>としては、</u>	今後、国全体で強靱化を進めていく中で、広大な面積を有し、他地域にはない特	
引き続き、国全体の強靱化に対して大きな役割を果たしていくものである。	性や強みをもつ北海道が担うべき役割は大きく、その点からも北海道の強靱化は、	
	特別の意義を持つものである。	
2-1 国土強靱化を支える北海道の強み	2-1 国土強靱化を支える北海道の強み	
(1) 地理的な優位性	(1) 地理的な優位性	災害リスクの現状に即した
・ 本道において、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率(2015年:		修正をしつつ、引き続き同時
0.9%→2018 年:1.6%(札幌市)) や直近30年間の台風平均接近数(1981~2010年:		被災の可能性が低いことに
1.8→1989~2018 年: 2.0) などの災害リスクは、近年、高くなったものの、一方で		は変わりなくリスク分散に
首都圏や関西圏から遠距離にあり、首都直下地震や南海トラフ地震の発生時に大き	・ 首都圏や関西圏から遠距離にあり、首都直下地震や南海トラフ地震の発生時に大	適した条件を備えている旨
な被害が想定されるこれらの地域との同時被災の可能性が極めて低 <u>いことに変わ</u>	きな被害が想定されるこれらの地域との同時被災の可能性が極めて低く、リスク分	を記載。
<u>りはな</u> く、 <u>引き続き</u> リスク分散に適した条件を備えている。	散に適した条件を備えている。	
・ 太平洋、日本海、オホーツク海の3海域に面し、リダンダンシーに優れた複数の	・ 太平洋、日本海、オホーツク海の3海域に面し、リダンダンシーに優れた複数の	

改定原案	現 行	備考
海路が存在する。	海路が存在する。	
・ 日本の中では、北米、ヨーロッパ、ロシアとの最短距離に位置し、北極海航路の	・ 日本の中では、北米、ヨーロッパ、ロシアとの最短距離に位置し、北極海航路の	
開設後は、同航路のアジアの入り口としての物流中継機能など、本道の地理的優位	開設後は、同航路のアジアの入り口としての物流中継機能など、本道の地理的優位	
性が更に高まることが期待できる。	性が更に高まることが期待できる。	
(2) 高い食料供給力	(2) 高い食料供給力	数値の表記と新たな技術の
· 本道の食料自給率はカロリーベースで約 200% (2017 年: 206%) を誇り、国産供	・ 本道の食料自給率はカロリーベースで約 200%を誇り、国産供給熱量ベースで約	活用について追記。
給熱量ベースで約2割に相当する食料を生産する我が国最大の食料供給地域であ	2割に相当する食料を生産する我が国最大の食料供給地域である。	
ప .		
・ 他の都府県に比べ大規模で生産性の高い農業が展開されており、 <u>今後、ロボット</u>	・ 他の都府県に比べ大規模で生産性の高い農業が展開されており、今後の政策の展	
<u>やAI、IoTの活用などにより</u> 更に安定した食料生産体制を構築することが可能	開によっては、更に安定した食料生産体制を構築することが可能である。	
である。		
・ 雪氷冷熱を活用した農産物貯蔵や植物工場の立地など、災害時の食料安定供給に	・・・雪氷冷熱を活用した農産物貯蔵や植物工場の立地など、災害時の食料安定供給に	
も資する取組が進められている。	も資する取組が進められている。	
(3) 多様なエネルギー資源ポテンシャル	(3)多様なエネルギー資源ポテンシャル	具体例の追記と数値の表記。
・ 太陽光、風力、バイオマス、中小水力 <u>、地熱</u> などの再生可能エネルギーのポテン	・ 太陽光、風力、バイオマス、中小水力などの再生可能エネルギーのポテンシャル	
シャルはいずれも全国トップクラスであり、特に風力の導入ポテンシャルは全国の	はいずれも全国トップクラスであり、特に風力の導入ポテンシャルは全国の約50%	
約 50% <u>(2016 年: 53%)</u> を占めている。	を占めている。	
· 石炭、天然ガスに加え、メタンハイドレートなど今後の有効利用が期待される豊		
富な地下資源を有している。	富な地下資源を有している。 	
(4)利用度の高い土地と都市機能、優秀で多様な人材	(4)利用度の高い土地と都市機能	2019 年に実施した企業アン
・ 国土の 22%を占める広大な土地を有し、道内各地に利便性が高く安価な未利用地	・ 国土の 22%を占める広大な土地を有し、道内各地に利便性が高く安価な未利用地	
が存在する。	が存在する。	み」を追記。
・ 首都圏等における経済活動の代替が可能な高度な都市機能を有する札幌圏が存在	 ・ 首都圏等における経済活動の代替が可能な高度な都市機能を有する札幌圏が存在	
する。	する。	
・ また、道内には人文社会・理工・農林水・薬・保健・芸術など幅広い分野におい		
て数多くの高等教育機関が全道に広がっており、道が、2019年に実施した道外から		
道内に本社、工場を新設又は増設した企業へのアンケート調査によると、回答企業		
<u>の過半数が、立地(移転)先として北海道を選択した理由を「優秀な人材の確保の</u>		
<u>ため」としている。</u>		
(5) 耐災害性に優れた寒冷地技術	(5) 耐災害性に優れた寒冷地技術	
・ これまで北海道が培ってきた積雪寒冷地特有の厳しい条件を克服するための技術	・ これまで北海道が培ってきた積雪寒冷地特有の厳しい条件を克服するための技術	
は、道外における冬季の防災対策などにも有効に活用できる可能性をもっている。	は、道外における冬季の防災対策などにも有効に活用できる可能性をもっている。	
・ 北海道における近年の木造住宅は、冬季対策としての高断熱構法が、耐震性にも	・ 北海道における近年の木造住宅は、冬季対策としての高断熱構法が、耐震性にも	
効果を発揮しているという調査研究も報告されており、こうした本道特有の住環境	効果を発揮しているという調査研究も報告されており、こうした本道特有の住環境	
が地震による死者発生ポテンシャルを低減し、その結果、災害時の人命救助への負	が地震による死者発生ポテンシャルを低減し、その結果、災害時の人命救助への負	
担の軽減、復旧復興への多くの人的資源の投入といった効果も期待される。	担の軽減、復旧復興への多くの人的資源の投入といった効果も期待される。	
・ 現在、北海道内で行われている除雪作業の自動化・支援化に関する実証実験につ		

改定原案	北海道強靱化計画 新旧対照表 現 行	備	 考
いては、冬期の円滑な交通に活用できる可能性をもっている。			
2-2 国土強靱化の中で北海道が担うべき役割	2-2 国土強靱化の中で北海道が担うべき役割	計画策定時か	らの取組経過
北海道は、明治の開拓期以降、食料や木材、エネルギー資源確保の要衝として日	北海道は、明治の開拓期以降、食料や木材、エネルギー資源確保の要衝として日	を踏まえ修正。	
本の近代化に重要な役割を担い、また戦後においては、国民経済の復興等に寄与す	本の近代化に重要な役割を担い、また戦後においては、国民経済の復興等に寄与す		
ることを目的に制定された北海道開発法の下、土地や資源の開発が進められ、戦後	ることを目的に制定された北海道開発法の下、土地や資源の開発が進められ、戦後		
復興と高度成長に大きく貢献してきた。	復興と高度成長に大きく貢献してきた。		
国土強靱化という新たな政策課題に対しても、これまでの北海道開拓・開発の歴	国土強靱化という新たな政策課題に対しても、これまでの北海道開拓・開発の歴		
史の中で培ってきた経験と強みを最大限に活かし、その課題解決に向け、北海道と	史の中で培ってきた経験と強みを最大限に活かし、その課題解決に向け、北海道と		
して新たな役割を担っていく <u>ものである</u> 。	して新たな役割を担っていくことが求められる。		
(1) リスク分散の受け皿	(1) リスク分散の受け皿	現行計画策定	時からの状況
首都直下地震や南海トラフ地震における被害想定では、人的被害に加え、多大な	首都直下地震や南海トラフ地震における被害想定では、人的被害に加え、多大な	の変化に即して	て修正。
経済的な損失が見込まれており、その被害の最小化に向けては、経済活動を継続す	経済的な損失が見込まれており、その被害の最小化に向けては、経済活動を継続す		
るための重要機能を事前に遠隔地に配置するなど、リスクの分散化を図ることが不	るための重要機能を事前に遠隔地に配置するなど、リスクの分散化を図ることが不		
可欠である。	可欠である。		
北海道は、首都圏等から遠距離にあり、同時被災リスクの低さに加え、低廉な投	北海道は、首都圏等から遠距離にあり、同時被災リスクの低さに加え、低廉な投		
資·運営コスト、 <u>優秀で多様</u> な労働力、住環境の良好さといった点から、近年、企業	資·運営コスト、豊富な労働力、住環境の良好さといった点から、近年、企業の本社		
の本社機能やデータセンターの移転・立地先としての評価が高 <u>まり、移転・立地の</u>	機能やデータセンターの移転・立地先としての評価が高まっており、今後、企業等		
動きが着実に進展しているほか、2019年には電力の安定供給のために北本連系設備	におけるBCPの重要性が高まる中で、リスク分散の受け皿としての北海道の役割		
<u>の増強がなされたところであ</u> り、今後 <u>とも</u> 、企業等におけるBCPの重要性が高ま	が期待される。		
る中で、リスク分散の受け皿としての北海道の役割を <u>果たしていく。</u>			
(2) 食料・エネルギーの安定供給	(2)食料・エネルギーの安定供給	字句整理。	
北海道は、長年にわたり 200%程度の食料自給率を保ち続け、国民生活の根幹を	北海道は、長年にわたり 200%程度の食料自給率を保ち続け、国民生活の根幹を支		
支える食料の安定供給に大きな役割を果たしてき <u>ている</u> 。今後、世界的に食料需給	える食料の安定供給に大きな役割を果たしてきた。今後、世界的に食料需給のひっ		
のひっ迫が懸念される中、平時はもとより道内外の大災害時において、我が国の食	迫が懸念される中、平時はもとより道内外の大災害時において、我が国の食料供給		
料供給拠点として、北海道が担うべき役割は更に大きくなる。	拠点として、北海道が担うべき役割は更に大きくなる。		
また、国内において、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造への転換が	また、国内において、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造への転換が		
求められている中、再生可能エネルギーをはじめ多様な国産エネルギー資源を有し、	求められている中、再生可能エネルギーをはじめ多様な国産エネルギー資源を有し、		
さらにエネルギー資源の豊富なロシア極東地域と隣接しているという地理特性をも	さらにエネルギー資源の豊富なロシア極東地域と隣接しているという地理特性をも		
つ北海道は、中長期的な視点から国全体のエネルギー需給の安定化に向け、大きな	つ北海道は、中長期的な視点から国全体のエネルギー需給の安定化に向け、大きな		
役割を担うことが期待される。	役割を担うことが期待される。		
(3)被災地への緊急支援	(3)被災地への緊急支援	現行計画策定	
東日本大震災時には、北海道から最大で1万3千人の自衛隊員が被災地に派遣さ	東日本大震災時には、北海道から最大で1万3千人の自衛隊員が被災地に派遣さ	経過を踏まえ	修正。
れたほか、警察、消防、道内所在の各行政機関職員、医療関係者や建設事業者など	れたほか、警察、消防、道内所在の各行政機関職員、医療関係者や建設事業者など		
多数の関係者が救急救援活動や復旧復興に従事した。	多数の関係者が救急救援活動や復旧復興に従事した。		
こうした実績に加え、北海道は、首都圏等との同時被災リスクが少ないという地	こうした実績に加え、北海道は、首都圏等との同時被災リスクが少ないという地		
理的優位性とともに、太平洋と日本海の双方に航路を有する港湾を有し、また全国	理的優位性とともに、太平洋と日本海の双方に航路を有する港湾を有し、また全国		
主要都市を結ぶ航空路線も整備されているなど、全国各地への支援物資の供給や支援はよるでは、大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大	主要都市を結ぶ航空路線も整備されているなど、全国各地への支援物資の供給や支援とよる。		
援人員の派遣などに適した環境を有しており、今後の大災害時における緊急支援の	援人員の派遣などに適した環境を有しており、今後の大災害時における緊急支援の		

	北海道強靱化計画 新旧対照表	T		
改定原案	現 行	信	黄 考	
拠点としての役割を <u>担っていくことが必要である</u> 。	拠点としての役割を担うことが期待される。			
3 北海道強靱化の必要性 <u>と目標</u>	3 北海道強靱化の必要性	現行計画第	き定時の 目	目標設定
前項に示したとおり北海道は、道民のみならず国民生活に不可欠な食料やエネル	前項に示したとおり北海道は、道民のみならず国民生活に不可欠な食料やエネル	の考え方を	改めて記	己載し、こ
ギーの供給拠点として、さらにリスク分散の受け皿として、国全体の強靱化に資す	ギーの供給拠点として、さらにリスク分散の受け皿として、国全体の強靱化に資す	れまで、そ	の目標の	下、関連
る大きなポテンシャルを有している。	る大きなポテンシャルを有している。	施策の推進	₤を図って	てきた旨
一方、北海道の足元に目を向けると、人口減少や高齢化、過疎化の進行等により、	一方、北海道の足元に目を向けると、人口減少や高齢化、過疎化の進行等により、	を記載。		
地方都市や集落の活力低下などの地域課題が生じているほか、社会資本への投資余	地方都市や集落の活力低下などの地域課題が生じているほか、社会資本への投資余			
力の減少等により、都市間交通ネットワークなど地域住民の安心な生活の確保や地	力の減少等により、都市間交通ネットワークなど地域住民の安心な生活の確保や地			
域の活性化に不可欠なインフラ整備も十分に進んでいない状況にある。	域の活性化に不可欠なインフラ整備も十分に進んでいない状況にある。			
このような状況の中、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本	このような状況の中、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本			
海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、日本海側における地震、道内各地におけ	海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、日本海側における地震、道内各地におけ			
る火山噴火など様々な自然災害リスクが存在しており、これらの災害発生時には、	る火山噴火など様々な自然災害リスクが存在しており、これらの災害発生時には、			
本道が抱える地域課題等とも相まって、激甚な被害が生じることも懸念される。	本道が抱える地域課題等とも相まって、激甚な被害が生じることも懸念される。			
こうしたリスクに正面から向き合い、本道の社会状況や地域特性を背景とした自	こうしたリスクに正面から向き合い、本道の社会状況や地域特性を背景とした自			
然災害に対する脆弱性を克服し、強靱な北海道をつくることは、将来にわたる道民	然災害に対する脆弱性を克服し、強靱な北海道をつくることは、将来にわたる道民			
の安全・安心や本道の社会経済の活性化はもとより、国全体の強靱化を図る上で不	の安全・安心や本道の社会経済の活性化はもとより、国全体の強靱化を図る上で不			
可欠な取組である。	可欠な取組である。			
なお、 北海道強靱化の意義は、大規模自然災害から道民の生命・財産を守り、本				
道の重要な社会経済機能を維持することに加え、北海道がもつポテンシャルを活か				
したバックアップ機能を強化し、国全体の強靱化に積極的に貢献していくことにあ				
ే .				
<u>そして</u> 北海道の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、				
エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろ				
うとする取組である。こうしたことからも、人口減少対策や地域活性化など北海道				
が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本道の持続的成長につながるもので				
なければならない。				
北海道の強靱化は、こうした見地から、本道のみならず国家的な課題として、国、				
道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。				
以上の考え方を踏まえ、北海道強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲				
げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施				
設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標に配意しつつ、 <mark>道は、</mark>				
これまで次の3つを北海道強靱化の目標として掲げ、関連施策の推進に努めてきた。				
北海道強靱化の目標				
(1)大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る				
(2)北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する				
(3) 北海道の持続的成長を促進する				

改定原案	北海道強物化計画 利口对照衣 	備考
こうした中、2016 年8月には 1951 年の統計開始以来はじめて3個の台風が連続	17 17	近年の災害の激甚化を踏ま
して上陸したほか、2018年9月の胆振東部地震では最大震度7を観測するなど、本	北海道強靱化の意義は、大規模自然災害から道民の生命・財産を守り、本道の重	
道でもこれまで経験したことのない災害に見舞われたところであり、今後、これら		
の自然災害から得られた教訓も踏まえて、「強靱な北海道づくり」を進めていくこと	ックアップ機能を強化し、国全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。	ていく旨を記載。
が必要である。	また、北海道の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エ	
このため、引き続き上記の3つを北海道強靱化の目標として掲げ、関連施策の推	ネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろう	
進に努めるものであり、将来にわたる道民の安全・安心 <mark>の確保</mark> や本道の社会経済の	とする取組である。こうしたことからも、人口減少対策や地域活性化など北海道が	
持続的な成長はもとより、北海道がその強みを活かしたバックアップ機能を発揮し	直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本道の持続的成長につながるものでな	
国全体の強靭化に積極的に貢献していく。	ければならない。	
	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。	
	以上の考え方を踏まえ、北海道強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲	
	げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施	
	 設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標に配意しつつ、次の	
	3つを北海道独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。	
	北海道強靱化の目標	
	(1)大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る	
	(2)北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する	
	(3) 北海道の持続的成長を促進する	
<u>4</u> 本計画の対象とするリスク	5 本計画の対象とするリスク	
北海道強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広	北海道強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広	
い事象が想定され得るが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広	い事象が想定され得るが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広	
域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏ま	域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏ま	
え、本計画においても大規模自然災害を対象とする。	え、本計画においても大規模自然災害を対象とする。	
また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「道民の生命・財	また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「道民の生命・財産	
産と北海道の社会経済システムを守る」という観点から、北海道に甚大な被害をも	と北海道の社会経済システムを守る」という観点から、北海道に甚大な被害をもた	
たらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国全体の強	らすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国全体の強靱化	
靱化に貢献する」という観点から、道外における大規模自然災害についても、北海	に貢献する」という観点から、道外における大規模自然災害についても、北海道と	
道として対応すべきリスクの対象とする。	して対応すべきリスクの対象とする。	
本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被	本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被	
害想定など災害事象ごとの概略を次に提示する。	害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。	
<u>4</u> -1 道内における主な自然災害リスク	5-1 道内における主な自然災害リスク	
(1)地震·津波	(1) 地震·津波	新たなリスクの追加と西暦
〇 太平洋沖における海溝型地震	〇 太平洋沖における海溝型地震	表記への修正。
· 十勝沖から択捉島沖における 30 年以内にM8.8 程度以上の発生確率は、7~40%程	・根室沖における 30 年以内にM7. 8~8. 5 程度の地震発生確率は、80%程度	過去の被害状況に胆振東部
<u> </u>		地震での被害を追記。

2 + 5 +	10.	111
改定原案	現 行	備考
・根室沖における 30 年以内にM7. 8~8. 5 程度の地震発生確率は、80%程度		
(<u>2018年</u> 2 <u>月</u> 地震調査研究推進本部長期評価)	(H30. 2 地震調査研究推進本部長期評価)	
・最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は 34.6m	・最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は 34.6m	
(<u>2012年</u> 太平洋沿岸津波浸水予測図)	(H24 太平洋沿岸津波浸水予測図)	
〇 北海道日本海沿岸の津波浸水想定	〇 北海道日本海沿岸の津波浸水想定	
(<u>2017年</u> 2月 北海道日本海沿岸における津波浸水想定の公表について)	(H29, 2 北海道日本海沿岸における津波浸水想定の公表について)	
・10m以上の津波高となるのは 21 市町村(最大津波高は 26.9m)	·10m以上の津波高となるのは 21 市町村(最大津波高は 26.9m)	
・海岸線における津波影響開始時間(±20cm)が最短で 10 分以内となるのは 24 市町	・海岸線における津波影響開始時間(±20cm)が最短で 10 分以内となるのは 24 市町	
村	村	
〇 内陸型地震(<u>2018年 全国地震動予測地図</u>)	〇 内陸型地震(H29 地震調査研究推進本部長期評価)	
・道内の主要活断層は 13 箇所	・道内の主要活断層は 13 箇所	
・黒松内低地断層帯の発生確率・・・M7.3 程度以上、30 年以内に 2%~5%以下	・黒松内低地断層帯の発生確率・・・M7.3 程度以上、30 年以内に2%~5%以下	
・サロベツ断層帯の発生確率・・M7.6程度、30年以内に4%以下		
〇 過去の被害状況	○ 過去の被害状況	
·北海道南西沖地震(1993年)···M7.8、最大震度6(推定)	·北海道南西沖地震(1993年)···M7.8、最大震度6(推定)	
最大遡上高 30m以上、死者·行方不明者 229 人	最大遡上高 30m以上、死者·行方不明者 229 人	
·十勝沖地震(2003 年)···M8.0、最大震度 6 弱、最大津波高 2.55m	· 十勝沖地震(2003年) · · · M8.0、最大震度6弱、最大津波高2.55m	
死者・行方不明者2人	死者・行方不明者2人	
· 北海道胆振東部地震(2018年)···M6.7、最大震度7、死者44人		
(2)火山噴火	(2)火山噴火	
〇 常時観測火山(9火山)*全国50火山	〇 常時観測火山(9火山)*全国50火山	
・アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、俱多楽、有珠山、	・アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、俱多楽、有珠山、	
北海道駒ヶ岳、恵山	北海道駒ヶ岳、恵山	
〇 過去の被害状況	○ 過去の被害状況	
・1900 年以降、十勝岳、有珠山、北海道駒ヶ岳で泥流や火砕流に伴う死者が発生	・1900 年以降、十勝岳、有珠山、北海道駒ヶ岳で泥流や火砕流に伴う死者が発生	
・2000年の有珠山噴火では、避難者数 1.6万人	・2000年の有珠山噴火では、避難者数 1.6万人	
(3)豪雨/暴風雨/竜巻	(3)豪雨/暴風雨/竜巻	気象庁のデータに基づく修
〇 過去 30 年の台風接近数は、年平均 <u>2</u> 個(全国平均約 6 個)と比較的少ないが、こ	○ 過去 30 年の台風接近数は、年平均 1.9 個(全国平均約6個)と比較的少ないが、	正。
れまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風に		
よる浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨によ	による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨に	
る災害が頻繁に発生。特に 2016 年 8 月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台		
風 (7 号·9 号·10 号·11 号) に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生	台風 (7号・9号・10号・11号) に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生	
(死者4名・行方不明者2人、住宅被害は、全壊39棟、半壊113棟)	(死者4名・行方不明者2人、住宅被害は、全壊39棟、半壊113棟)	
	○ 1991 年から 2013 年の間に、70 の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被	
た	害が発生(2006年、佐呂間町で発生した竜巻では、9名の死者が発生)	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

	田 仁	備考
改定原案 (4)豪雪/暴風雪	現 行 (4)豪雪/暴風雪	字句整理。
· / 23-1/ 33-1-1		子可登理。
○ 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪によ <u>り</u> 交通障害 <u>や</u> 家屋の倒壊、 人的被害が頻繁に発生	○ 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、 人的被害が頻繁に発生	
○ 2013年には、道東を中心とした暴風雪により、9名の死者が発生	○ 2013年には、道東を中心とした暴風雪により、9名の死者が発生	
<u>4</u> -2 道外における主な自然災害リスク	5-2 道外における主な自然災害リスク	
(1)首都直下地震	(1)首都直下地震	字句整理。
○ 発生確率···M <u>7クラス</u> 、30年以内に70%	○ 発生確率···M7.3 程度、30 年以内に70%	
○ 被害想定…死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、	〇 被害想定…死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、	
建物全壊 61 万棟、経済被害 95. 3 兆円、被害範囲 1 都 8 県	建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県	
(2) 南海トラフ地震	(2) 南海トラフ地震	
○ 発生確率···M8~M9クラス、30年以内に70~80%程度	○ 発生確率···M8~M9クラス、30年以内に70~80%程度	
○ 被害想定…死者 32.3 万人、負傷者 62.3 万人、避難者 950 万人、	〇 被害想定…死者 32.3 万人、負傷者 62.3 万人、避難者 950 万人、	
建物全壊 238. 6 万棟、経済被害 220 兆円、	建物全壊 238. 6 万棟、経済被害 220 兆円、	
被災範囲 40 都府県(関東、北陸以西)	被災範囲 40 都府県(関東、北陸以西)	
(3) 関東地方のその他のリスク		首都直下地震及び南海トラ
<u>○ 火山噴火</u>		フ地震以外について追記。
・常時観測火山11火山(うち伊豆諸島に6火山)		(有識者懇談会での意見を
・富士山(常時観測火山)…1707 年宝永噴火規模の噴火が発生した場合、首都圏を		反映。)
<u>含む広い範囲で降灰被害(富士山ハザードマップ検討</u>		
<u>委員会報告(2004年6月)</u>		
○ 豪雨/暴風雨/竜巻		
<u>・1890年からの統計開始以来、月最大 24時間降水量の上位 10個のうち6個が1990</u>		
年以降に発生。(観測点:東京)		
<u>・1991 年から 2017 年の間に、70 の竜巻等の突風が発生。</u>		
5 北海道強靱化を進める上での留意事項	6 北海道強靱化を進める上での留意事項	
北海道強靱化に当たっては、国の基本計画に掲げる基本的な方針に配意し進める	北海道強靱化に当たっては、国の基本計画に掲げる基本的な方針に配意し進める	
とともに、本計画に掲げる目標を踏まえ、次の事項に留意し推進することとする。	とともに、本計画に掲げる目標を踏まえ、以下の事項に留意し推進することとする。	
<u>5</u> -1 北海道の特性を踏まえた取組の推進	6-1 北海道の特性を踏まえた取組の推進	
(1) あらゆる自然災害リスクへの対応	(1) あらゆる自然災害リスクへの対応	厳冬期における発災を追記。
・ 前項に示したとおり、広大な面積と長い海岸線を有する北海道は、地震・津波、	・ 前項に示したとおり、広大な面積と長い海岸線を有する北海道は、地震・津波、	(有識者懇談会での意見を
火山噴火、豪雨、豪雪など多様な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象	火山噴火、豪雨、豪雪など多様な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象	反映。)
に対応した取組をはじめ、複合災害 <u>や厳冬期における地震・津波、火山噴火等の発</u>	に対応した取組をはじめ、複合災害も含む北海道において想定されるあらゆる自然	
生を含 <u>めて</u> 北海道において想定されるあらゆる自然災害への対応力を強化するこ	災害への対応力を強化すること。	
Ł٥		
(2) 北海道の置かれた社会状況への対応	(2) 北海道の置かれた社会状況への対応	
・ 全国を上回る人口減少や高齢化、過疎化や札幌圏への一極集中の進行など、北海	・・全国を上回る人口減少や高齢化、過疎化や札幌圏への一極集中の進行など、北海	
道が置かれた社会状況を踏まえ、要援護者対策や地域間の連携を支える交通ネット	道が置かれた社会状況を踏まえ、要援護者対策や地域間の連携を支える交通ネット	
ワークの形成など、都市と地方それぞれの実情に応じたきめ細かい対策を講じるこ	ワークの形成など、都市と地方それぞれの実情に応じたきめ細かい対策を講じるこ	

改定原案	現 行	備考
Ł。	Ł。	
と。 (3) 北海道がもつ強みの積極的活用と不利要因の克服 ・ 2-1で示した地理特性や食料、エネルギー資源といった北海道の優位性を最大限に活かし、国全体の強靭化に貢献するためのバックアップ機能を更に強化すること。 ・ 首都圏からの距離の遠さや陸続きでないこと、冬季における寒冷多雪の気候、広域に都市や集落が分散している地域構造など、北海道にとって不利とされてきた要因についても、強靭化の観点からは、北海道の魅力に転換できることから、移動の利便性を向上させるなど不利要因を解消するための取組を進めること。 ・ また、広域分散型の地域構造を踏まえた全道14振興局の配置も、リスクの分散の観点からは北海道(庁)のもつ強みであり、地域ごとの自然災害リスクに応じた	と。 (3) 北海道がもつ強みの積極的活用と不利要因の克服 ・ 2-1で示した地理特性や食料、エネルギー資源といった北海道の優位性を最大限に活かし、国全体の強靭化に貢献するためのバックアップ機能を更に強化すること。 ・ 首都圏からの距離の遠さや陸続きでないこと、冬季における寒冷多雪の気候、広域に都市や集落が分散している地域構造など、北海道にとって不利とされてきた要因についても、強靭化の観点からは、北海道の魅力に転換できることから、移動の利便性を向上させるなど不利要因を解消するための取組を進めること。	広域分散の地域構造を「北海道の強み」とする取組を追記。(有識者懇談会での意見を反映。)
振興局における対応力の強化を進めること。		
<u>5</u> -2 連携・ネットワークを重視した取組の推進	6-2 連携・ネットワークを重視した取組の推進	
(1)関係者相互の連携協力と人材育成 ・ 大規模自然災害への対応に当たっては、事前の備え、災害時対応、事後の復旧復興の各段階において、国の関係機関、北海道、市町村、大学、研究機関、民間事業者、NPO、住民等、関係者相互の連携協力による取組が不可欠であり、そのために必要な情報共有やネットワークの強化を図ること。 ・ 北海道立総合研究機構や国の研究機関との連携のもと、北海道の強靱化に資する研究開発を推進するとともに、研究成果の効果的な活用を図ること。 ・ こうした取組や防災教育を通じ、道民自らが主体的に国土強靱化について考えるとともに、「自助」や「共助」の意識を高め、災害に対する強靱性の向上を促すとともに、地域社会、民間事業者、団体等において中核となる人材の育成を行うこと。	(1)関係者相互の連携協力 ・ 大規模自然災害への対応に当たっては、事前の備え、災害時対応、事後の復旧復興の各段階において、国の関係機関、北海道、市町村、大学、研究機関、民間事業者、NPO、住民等、関係者相互の連携協力による取組が不可欠であり、そのために必要な情報共有やネットワークの強化を図ること。・ 北海道立総合研究機構や国の研究機関との連携のもと、北海道の強靱化に資する研究開発を推進するとともに、研究成果の効果的な活用を図ること。	
(2) 地域間の連携、応援・受援体制の構築 ・ 大規模自然災害時における住民避難や物資供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、広域的な見地から地域間の連携による対応が不可欠であり、道内はもとより道外も含め、被災規模等を想定した地域間の応援・受援体制の構築やそれを支える交通ネットワークの整備などハード・ソフト両面からの対策を講じること。	(2) 地域間の連携、役割分担 ・ 大規模自然災害時における住民避難や物資供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、広域的な見地から地域間の連携による対応が不可欠であり、道内はもとより道外も含め、被災規模等を想定した地域間の連携体制の構築やそれを支える交通ネットワークの整備などハード・ソフト両面からの対策を講じること。	字句整理。
(3) 国の施策の積極的な活用と民間投資の促進 ・ 北海道、市町村の財政状況が厳しい中、北海道の強靱化を効率的かつ効果的に進めるため、取組の重点化を図るとともに、国の施策を積極的に活用すること。 ・ 「公助」に対して新技術など民間事業者の力を活用すべく道内外からの民間投資の促進など、幅広い政策手法による取組を進めること。	(3) 国の施策の積極的な活用と民間投資の促進 ・ 北海道、市町村の財政状況が厳しい中、北海道の強靱化を効率的かつ効果的に進めるため、国の施策を積極的に活用しながら取組の重点化を図るとともに、道内外からの民間投資の促進など、幅広い政策手法による取組を進めること。	字句整理。
Ⅲ 脆弱性評価	Ⅲ 脆弱性評価	
1 脆弱性評価の考え方	1 脆弱性評価の考え方	
大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること(以下、「脆弱性評価」という。)は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要	大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること(以下、「脆弱性評価」という。)は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要	字句整理。

	北海道強靱化計画 新旧対照表	
改定原案	現 行	備考
不可欠なプロセスであり(基本法第9条第5項)、国の基本計画においても、脆弱性	「評」不可欠なプロセスであり(基本法第9条第5項)、国の基本計画においても、脆弱性評	
価の結果を踏まえた施策の推進 <mark>方針</mark> が示されている。	価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。	
北海道としても、本計画に掲げる北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項	また 北海道としても、本計画に掲げる北海道強靱化に関する施策の推進に必要な事項を	
明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、次の枠組みにより脆弱性語	- 平価 明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評	
を実施した。	価を実施した。	
【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】	【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】	推進事業を明記することを
リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	追記。
▼	▼	
【脆弱性評価】事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価	【脆弱性評価】事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価	
▼	V	
推進すべき施策プログラムの策定及び推進事業の設定	推進すべき施策プログラムの策定	
The American Control of the Control	The state of the s	
【脆弱性評価において想定するリスク】	【脆弱性評価において想定するリスク】	字句整理。
・ 過去に道内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や		3 3 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
書想定等を踏まえ、今後、北海道に甚大な被害をもたらすと想定される自然災		
全般をリスクの対象として、評価を実施	全般をリスクの対象として、評価を実施	
- また、国土強靱化への貢献という観点から、道内の大規模自然災害に加え、		
都直下地震や南海トラフ地震など道外の大規模自然災害における北海道の対		
力についても、併せて評価	けた北海道の対応力についても、併せて評価	
* 対象とするリスクの概要については、「Ⅱの5 本計画の対象とするリスク」(P * 対象とするリスクの概要については、「Ⅱの5 本計画の対象とするリスク」(P	
●) を参照	9) を参照	
<u> </u>		
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定		
北海道の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオについては、国の基本計画で記		リスクシナリオの再設定の
されている8つの「事前に備えるべき目標」及び 45 の「起きてはならない最悪の		
態」をもとに、積雪寒冷など北海道の地域特性や近年の自然災害から得られた知り		
踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・総		
込み等を行い、7つのカテゴリーと 21 の「起きてはならない最悪の事態」を <mark>改め</mark> て		
定した。		
7.2 1.20		
【国のリスクシナリオを踏まえた見直し】		
追加されたリスクリスク		
<u> </u>	-	
情報収集の遅れによる救助・支援の遅れ	-	
電力、燃料、エネルギーの長期間の供給停止 2-1		
被災地での健康管理機能の麻痺 2-3		
<u> 突発的に発生する市街地等の浸水</u>		
<u>災害に伴う農地・森林等の被害による国土の荒廃</u> 6-2		

	北海道強靱化計画 新旧対照表	
改定原案	現 行	備考
被災者の生活基盤の整備等の停滞による復旧・復興の遅れ 7-1		
地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の遅れ 7-2		
【現行計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえた見直し】		
追加されたリスクリスク		
<u> </u>		
<u> </u>		
全道エリアでの停電によるサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻 痺等による企業活動等の停滞 2-3		
		見直し後のリスクシナリオ
【リスクシナリオ 21の「起きてはならない最悪の事態」】	【リスクシナリオ 21の「起きてはならない最悪の事態」】	を記載。
カ テゴリー 起 きてはならない最悪の事態	カ テゴリー 起 きてはならない最悪の事態	
1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 (道内)		
1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	- □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
(道内)	(道内)	
1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生 (道内)	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生 (道内)	
1-4 突発的又仕広域かつ長期的な市街地等の温水	人命の保 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
1 人命の保 (造内)	1	
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 (道	
内)	内)	
1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	
(道内)	(道内)	
1-7 情報 <u>収集・</u> 伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 (道内)	
(道内)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
2-1 被災地での食料・飲料水 <u>・電力・燃料</u> 等、生命に関わる物資 <u>・</u>	救助・救 (道内/道外)	
救助・救 <u>エネルギー</u> 供給の長期停止 (道内/道外)	2 急活動等 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	
2 急活動等 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	の迅速な (直内/直外)	
の迅速な(道内/道外)	実施 2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺	
実施 2-3 被災地における <mark>保健・</mark> 医療・福祉機能等の麻痺	(道内/道外)	
(道内/道外)	3 行政機能 3-1 道内外における行政機能の大幅な低下	
3 行政機能 3-1 道内外における行政機能の大幅な低下	の確保(道内/道外)	
の催保 (追内/追外)	4-1 エネルギー供給の停止 (道内/道外)	
4-1 <u>長期的又は広範囲な</u> エネルギー供給の停止	ライフラ 4-2 食料の安定供給の停滞 (道内/道外) 4-2 食料の安定供給の停滞 (道内/道外)	
(道内/道外)	4 インの確 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 (道内) 4 インの確 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 (道内)	
4 4 2 食料の安定供給の停滞 (道内/道外) 4 4 2 食料の安定供給の停滞 (道内/道外) 3 3	保 4-4 道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 (道	
4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 (道内)	内/道外)	
内/道外)		
5 経済活動 5-1 <u>長期的又は広範囲な</u> サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻		
の機能維 痺等による企業活動等の停滞 (道内/道外)] 13	

北大压力	10/#担連粉16計画 利口対照衣	/# **
改定原案	現 行	備考
持 5-2 道内外における物流機能等の大幅な低下	6 二次災害 6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生 (道内)	
(道内/道外) - 二次災害 6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生 (道内)	の抑制 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 (道内) 迅速な復 7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	
6	7 旧・復興 (道内)	
7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復	等 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 (道内/道外)	
迅速な復	*「起きてはならない最悪の事態」の末尾には、対応すべきリスクの所在を記載	
7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足 <u>や地域コミュニティの崩</u>	道内 ~ 道内で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態	
	道外 ~ 道外で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態	
*「起きてはならない最悪の事態」の末尾には、対応すべきリスクの所在を記載		
道内 ~ 道内で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態		
道外 ~ 道外で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態		
3 評価の実施手順	3 評価の実施手順	字句整理。
前項で定めた 21 の <u>リスクシナリオ</u> 「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連す	前項で定めた 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策	
る現行の施策(国、市町村、民間事業者など道以外の実施主体による取組を含む)の	(国、市町村、民間事業者など道以外の実施主体による取組を含む)の推進状況や課	
推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・	題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。	
評価を行った。	評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値デ	
評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値デ	一タを収集し、参考指標として活用した。	
一タを収集し、参考指標として活用した。		
4 評価結果	4 評価結果	
脆弱性評価の結果は巻末の別表「北海道強靱化に関する脆弱性評価」のとおりであ	脆弱性評価の結果は巻末の別表「北海道強靱化に関する脆弱性評価」のとおりであ	
り、7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを次のとおり提示す	√ り、7つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを以下のとおり提示す	
వ .	る。	
4-1 「人命の保護」に関する事項	4-1 「人命の保護」に関する事項	今回行った脆弱性評価に基
・ <u>治水対策をはじめ</u> 砂防・海岸 <u>・道路</u> など防災上重要な公共施設について、 <u>近年の</u>	・ 道路施設をはじめ治水・砂防・海岸保全など防災上重要な公共施設について、災	づいて、評価結果のポイント
<u>自然災害の被災箇所に重点化するなど一層効果的・効率的な</u> 施設整備を実施する必	害リスクや防災点検の結果等を踏まえた施設整備を着実に実施する必要がある。ま	を記載。
要がある。また、公共建築物について、今後、老朽施設が増加することを見据え、	た、これらの公共施設をはじめとした建築物等について、今後、老朽施設が増加す	
耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行うことが必要である。	ることも見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行うことが必要である。	
・ 住民のほかに近年急増する外国人を含む観光客等に対する安全を確保するため、		
観光施設や文化財などの耐震化を促進する必要がある。		
· 各種災害に対応した警戒区域の指定や <u>最新の知見に基づく</u> ハザードマップの <u>見直</u>	・ 各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの作成、避難計画、防災訓	
<u>し</u> 、避難計画 <u>の作成と</u> 防災訓練 <u>の実施</u> などソフト面の対策について、市町村をはじ	練などソフト面の対策について、市町村をはじめ国や道など関係機関が連携し、体	
め国や道など関係機関 <u>による連携を強化</u> する必要がある。また、複数の災害が同時	制の不十分な地域への対応を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発	
期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講	生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要	
じる必要がある。	がある。	
・ 災害時の避難誘導など的確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報	・ 災害時の避難誘導など的確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報	
の <u>収集・</u> 共有や住民等への伝達体制 <u>の</u> 強化 <u>のほか、「自助」「共助」の取組を最大限</u>	の共有や住民等への情報伝達体制を強化する必要がある。	
発揮するため地域防災活動や防災教育を推進する必要がある。		
本道の成長産業である観光の一層の振興に向け、外国人を含む観光客 <u>の安全確保</u>	・ 本道の成長産業である観光の一層の振興に向け、外国人を含む観光客に対する災	
<u>や</u> 災害情報の伝達 <u>、</u> 避難誘導体制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要が	- 害情報の伝達や避難誘導体制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。	

改定原案	現行	備考
ある。	30 13	NI J
	4-2 「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項	今回行った脆弱性評価に基
・ 被災地への救助・救援活動や医療支援については、被災地における保健・医療・	・被災地への救助・救援活動や医療支援、物資供給など災害時対応については、関	
福祉機能の充実に向けて、避難所における良好な生活環境の確保、保健師や看護に	係行政機関の連携体制はもとより、民間企業等との協力体制が整備されてきている	を記載。
よる健康に配慮した運営体制の構築、官民協働による要配慮者への福祉支援の取組	が、これらの体制の一層の強化を図るとともに、道外の災害対応も視野に入れた取	C 110+X0
が必要である。	お、これのの (中間の) 温の風化を図るとと 0 に、 近外の矢音 (外心 0 元野に 2 付いた)	
・ 物資供給などの災害時対応については、家庭や企業における物資の備蓄の充実や	・ 災害対応における物資の備蓄や避難場所の確保などについては、市町村単位で行	
運用改善、民間事業者との支援物資に係る協定の充実を進める必要がある。	われているが、今後、より広域かつ大規模な災害も想定されていることから、北海	
<u> </u>	道の広域性を活かした地域間連携による支援体制の整備を進める必要がある。	
4-3 「行政機能の確保」に関する事項	4-3 「行政機能の確保」に関する事項	今回行った脆弱性評価に基
・ 大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、災害対応の	・ 大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、道における	づいて、評価結果のポイント
拠点となる施設の耐震化や非常用電源の確保や道及び市町村の業務継続体制の一	業務継続体制の一層の強化を図るとともに、業務継続体制が十分に整備されていな	を記載。
層の強化が必要である。	い市町村の体制強化を促進する必要がある。	C HD+M0
・ 道内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、都道府県の区域を越えた	・ 道内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、都道府県の区域を越えた	
行政間の円滑な相互応援を実施するため、応援・受援体制の整備を図る必要がある。	行政間の応援・受援体制の整備を図る必要がある。	
	4-4 「ライフラインの確保」に関する事項	今回行った脆弱性評価に基
・・食料やエネルギーの安定供給に関しては、本道のみならず国全体の強靱化に貢献	・ 食料やエネルギーの安定供給に関しては、本道のみならず国全体の強靱化に貢献	づいて、評価結果のポイント
するという北海道の役割に照らし、北海道のポテンシャルを最大限に発揮するた	するという北海道の役割に照らすと、現状では北海道のポテンシャルを最大限に発	を記載。
め、供給力の更なる強化に向け基盤整備を含めた総合的な取組が必要である。特に	揮しているとはいえず、供給力の更なる強化に向け、基盤整備を含めた総合的な取	C 10 +X ₀
電力については、国や電気事業者等と連携した電力基盤の強化が必要である。	組が必要である。	
・ 道民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時において	・ 道民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時において	
も必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る	も必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る	
必要がある。	必要がある。	
	· 交通ネットワークの整備は、北海道強靱化の根幹を支えるものであり、広域分散	
型の本道において災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うため	型の本道において災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うため	
の代替性の高い地域間交通ネットワークの強化とともに、分散型の国土形成の基軸	の代替性の高い地域間交通ネットワークの強化とともに、分散型の国土形成の基軸	
となる新幹線や高規格幹線道路など高速交通ネットワークの一層の充実を図る必	となる新幹線や高規格幹線道路など高速交通ネットワークの一層の充実を図る必要	
要がある。	がある。	
21	4-5 「経済活動の機能維持」に関する事項	今回行った脆弱性評価に基
・ 近年、全国的に自然災害が頻発していることから、首都圏企業等がリスク分散の	・ 首都直下地震等に備え、首都圏企業等がリスク分散の観点から業務継続体制の再	づいて、評価結果のポイント
観点から事業継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、これ	構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、これまで進めてきた企業の本社	を記載。
まで進めてきた企業の本社機能や生産拠点、データセンター等の誘致について、そ	機能や生産拠点、データセンター等の誘致について、その取組を更に強化する必要	
の取組を更に強化する必要がある。	がある。	
・災害時における道内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、事業継続体制が	・災害時における道内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、業務継続体制が	
十分に整備されていない道内企業の体制整備を促進する必要がある。	十分に整備されていない道内企業の体制整備を促進する必要がある。	
・ 災害時における経済活動のサプライチェーンや救援物資の円滑な輸送を確保する	・災害時における経済活動のサプライチェーンや救援物資の円滑な輸送を確保する	
ため、耐震化などの防災対策を含め港湾、空港の一層の機能強化を図る必要がある。	ため、耐震化などの防災対策を含め港湾、空港の一層の機能強化を図る必要がある。	
	4-6 「二次災害の抑制」に関する事項	今回行った脆弱性評価に基

	北海道強靱化計画 新旧対照表	
改定原案 	現	備考
・ 二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備・	・ 二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備や	づいて、評価結果のポイント
保全や農地・農業水利施設の保全管理 <u>、ため池の防災対策</u> を推進する必要がある。	農地・農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。	を記載。
4-7 「迅速な復旧・復興等」に関する事項	4-7 「迅速な復旧・復興等」に関する事項	今回行った脆弱性評価に基
・ 災害の迅速な復旧・復興に向け、被災者の住まいの確保・生活再建のための仮設	・ 災害の迅速な復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。	づいて、評価結果のポイント
<u>住宅等の迅速な確保や</u> 災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。	・ 復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に	を記載。
・復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に	発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育	
発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育	成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。	
成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。		
・ 人口減少、高齢化に直面する集落において、生活機能や交通手段を維持・確保す		
るため、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。		
4-8 北海道強靱化に向けた施策の充実・強化		
脆弱性評価の結果を踏まえると、本道における強靱化施策の充実・強化のためには、		脆弱性評価により必要とさ
電力基盤の強化や電源の多重化、ソフトとハードが一体となった治水対策といった近		れた取組を3つに区分し、強
年の地震災害や大雨災害から得られた教訓への適切な対応や急増する外国人来道者		靭化施策の充実・強化のため
を念頭に置いた情報発信の多言語化など、近年の社会情勢の変化等を踏まえた対応、		に必要な対応として記載。
更には、こうした強靱化施策の実効性を高めるための取組として、市町村の強靱化計		
画の策定促進や国費予算の安定的な確保に努めていく必要がある。		
Ⅳ 北海道強靱化のための施策プログラム	Ⅳ 北海道強靱化のための施策プログラム	
1 施策プログラム策定の考え方	1 施策プログラム策定の考え方	
Ⅲに示した脆弱性評価の結果を踏まえ、北海道における強靱化施策の取組方針を示	前章Ⅲに示した脆弱性評価の結果を踏まえ、北海道における強靱化施策の取組方針	
す「北海道強靱化のための施策プログラム」を策定する。	を示す「北海道強靱化のための施策プログラム」を策定する。	
施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」	施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」	
を回避するため、道のみならず国、市町村、民間それぞれの取組主体が適切な役割分	を回避するため、道のみならず国、市町村、民間それぞれの取組主体が適切な役割分	
担と連携のもとで取り組むべきハード・ソフト両面からの施策を 21 の「最悪の事態」	担と連携のもとで取り組むべきハード・ソフト両面からの施策を 21 の「最悪の事態」	
ごとに取りまとめる。	ごとに取りまとめる。	
2 施策推進の指標となる目標値の設定	2 施策推進の指標となる目標値の設定	
施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、数値目標を設	施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、数値目標を設	
定する。目標値の設定に当たっては、可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次	 定する。目標値の設定に当たっては、可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次	
を明記した数値によるものとする。	を明記した数値によるものとする。	
なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保さ	なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保さ	
れていないことに加え、市町村や国が推進主体となる施策も数多くあることなどか	れていないことに加え、市町村や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、	
ら、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、	経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町	
市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。	村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。	
また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、	また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、	
必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。	必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。	
3 推進事業		
施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るため、施策に関連する		推進事業を明記する旨を記
具体的な事業を推進事業として示す(※検討中。改定案で提示。)。		載。
- L	1	

改定原案	現 行	備考
また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、		
<u>必要に応じ推進事業の見直し、追加を行う。</u>		
<u>(5 効果的・効率的な施策展開のための体系付け に修正。P. 43 へ)</u>	3 施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定)	
	国、道、市町村を通じ財政状況が厳しく、施策推進に必要な財源の制約がある中で、	5 効果的効率的な施策展開
	本計画の実効性を確保するためには、優先順位を考慮した施策の重点化を図っていく	のための体系付けへ移動。
	ことが必要である。	(全部修正)
	このため、施策プログラムの中から、重点化すべき施策項目を設定する。この重点	
	化すべき施策項目は、計画推進期間における強靱化施策の重点化に関する大枠を示す	
	ものであり、毎年度の道予算編成や国への施策提案等に当たっては、施策の進捗状況	
	や財政状況等を踏まえ、更なる施策の重点化に努めることとする。	
	【施策重点化の考え方及び設定方法】	
	国の基本計画においては、45の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避	
	のためのプログラムを策定し、その中から、15 の重点化すべきプログラムを選定して	
	本計画においては、国が設定した45の最悪の事態をもとに、北海道の特性等を勘案	
	し、21 の事態に整理・統合・絞り込み等を行った上で、脆弱性評価を行い、施策プロ	
	グラムを策定している。 こうしたことから、改めて「起きてはならない最悪の事態 区分における重点化は	
	実施せず、21 の施策プログラムを構成する 60 の施策項目の区分(施策プログラムの	
	中で、関連施策を()書きで括っている項目)を対象に、以下に示す視点及び市町	
	村の意向等に基づき、緊急性や優先度を総合的に判断し、38 の重点化すべき施策項目	
	を設定した。	
	重点化の視点 説 明	
	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、ど	
	影響の大きさの程度重大な影響を及ぼすか	
	施策の進捗 当該施策の進捗をこれまで以上に向上させる必要があるか	
	平時の効用 当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、平時においても 有効に機能するものか	
	国全体の強靭 化への寄与 当該施策が国全体の強靭化にどの程度寄与するものか	
	重点化すべき施策項目の推進に当たっては、関連する目標値の高度化や目標年次の	
	前倒しも視野に、計画推進期間における関連施策の着実な推進を図るものとする。ま	
	た、目標値が設定されていない関連施策についても、これまでの経年的な施策進捗状	
	況等を踏まえ、計画推進期間において、進捗度の上積みをめざすなど、効果的な推進	
	に努める。	

	1. 内色运物信用图 初旧为派教	
改定原案	現行	備考
	各施策項目を構成する個別施策の推進に当たっては、当該施策の進捗状況や各種災	
	害に係る被害想定等の見直し状況に加え、国が毎年度策定する「国土強靱化アクショ	
	ンプラン」等を踏まえ、機動的に対応する必要があることから、本計画に基づく推進	
	方策(毎年度策定)の中で、施策レベルの更なる重点化を図っていく。	
	また、市町村が主体となる取組については、本計画に示す重点化の方向性を踏まえ	
	つつ、各市町村の施策の進捗や財政状況に応じた施策展開に努める。	
4 施策プログラム一覧	3 施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定)	
・ 脆弱性評価において設定した 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、	・ 脆弱性評価において設定した 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事	
事態回避に向け推進する施策を掲載	熊回避に向け推進する施策を掲載	
・ 当該施策の推進に関わる取組主体(国、道、市町村、民間の4区分)を各施		
策の末尾に「「書きで記載」	の末尾に「一書きで記載	
	の木尾に	
施策の末尾に《 》書きで記載 (* 道内災害、道外災害のいずれにも対応	策の末尾に《 》書きで記載 (* 道内災害、道外災害のいずれにも対応する	
する施策(道内災害へ対応する施策が道外災害にも対応可能となる施策を含	施策(道内災害へ対応する施策が道外災害にも対応可能となる施策を含む)には、	
む)には、《道内・道外》と併記)	《道内・道外》と併記)	AL MOST DIVINISH TO SECOND
・ 関連する施策を一括りにした「施策項目」を()書きで記載		施策項目について追記。
	・ 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に重点と記載	
・ プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多	・ プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多く	
くあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載	あるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載する	
することとし、再掲はしていない。	こととし、再掲はしていない。	
1.人命の保護	1. 人命の保護	
		用气状体 0.光性 - 阳标志如此
1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	現行施策の進捗、胆振東部地
()	() + 3+ \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\)	震災害や 2016 年大雨災害の
(住宅・建築物等の耐震化)	(住宅・建築物等の耐震化) 重点	検証結果などを踏まえ修正
○ 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、	○ 「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、	
関係機関が連携したきめ細かな対策を実施 <u>するほか、</u> 耐震診断が義務付けられたホ		
テルや旅館等の民間の大規模建築物に対し、耐震診断や改修等に係る支援制度の周		
知を図り、耐震化を促進する。[国、道、市町村、民間]《道内》	O 新たに耐震診断が義務づけられたホテルや旅館等の民間の大規模建築物に対し、	
	耐震診断や改修等に係る支援の充実を図り、耐震化を促進する。	
	[国、道、市町村、民間]《道内》	
O 近年急増する外国人を含む観光客等に対する安全を確保するため、観光施設や文		
<u>化財などの耐震化を促進する。[道、市町村、民間]《道内》</u> [国、道、市町村、民間]		
《道内》		
〇 学校施設、医療施設、社会福祉施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公	O 学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、都市公園など、多くの住民等	
共施設について、各施設管理者等による耐震化を促進する。[国、道、市町村、民間]	が利用する公共施設について、各施設管理者等による耐震化を促進する。[国、道、	
《道内》	市町村、民間]《道内》	

改定原案	現 行	備	考
(建築物等の老朽化対策) O 公共建築物等の老朽化対策については、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。[国、道、市町村]《道内》 O 民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用などを通じ、既存建築物の不燃化や老朽マンションの建替、空き家の有効活用等の促進を図る。[国、道、市町村、民間]《道内》			
(避難場所等の指定・整備・普及啓発) ○ 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性について不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。[道、市町村]《道内》	基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進する。[道、市町村]《道内》	胆振 10 19~20	
るほか、住民等に対し福祉避難所に関する情報の提供に取り組む。 [道、市町村、民間]《道内》 〇 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、 耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。[国、道、市	耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。[国、道、市		015
町村]《道内》 (緊急輸送道路等の整備) O 救急救援活動 <u>など</u> に必要な <u>市街地等における</u> 緊急輸送道路や避難路について、無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。[国、道、市町村]《道内》	町村]《道内》 (緊急輸送道路等の整備) <u>重点</u> 〇 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建 築物の耐震化や無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。[国、道、市町村]《道 内》		
(地盤等の情報共有) O 強震動予測や軟弱地盤の把握に必要な地盤情報の調査研究及び関係機関が所有する地盤情報の収集、一般向けの公開を視野に入れたデータベース化を推進する。 [道、民間]《道内》 O 大規模盛土造成地に関する変動予測調査の実施と調査結果の住民への情報提供など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。 [国、道、市町村] 《道内》	る地盤情報の収集、一般向けの公開を視野に入れたデータベース化を推進する。[道、 民間]《道内》 O 大規模盛土造成地に関する変動予測調査など、宅地造成に伴う災害の防止に向け		
《指 標》 住宅の耐震化率 約 <u>87</u> % (<u>2015</u>) → 95% (<u>2020</u>) 多数の者が利用する建築物の耐震化率 約 <u>93</u> % (<u>2015</u>) → 95% (<u>2020</u>)	《指 標》 住宅の耐震化率 約82% (H22) → 95% (H32) 多数の者が利用する建築物の耐震化率 約81% (H22) → 95% (H32)		

	北海直強勢化計画 新旧対照表	
改定原案	現 行	備考
社会福祉施設の耐震化率 約 <u>90</u> %(<u>2016</u>) → 95%(<u>2020</u>)	社会福祉施設の耐震化率 約82% (H25) → 95% (H32)	
公立小中学校の耐震化率 約 <u>96</u> %(<u>2019</u>) → 100%(<u>2022</u>)	公立小中学校の耐震化率 約83% (H26) → 100% (H31)	
公立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率		
<u>約99% (2019)</u> → 100% (2022)		
	指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定状況	
	18 自治体(H26. 10 現在) → 179 自治体(H31)	
福祉避難所の <mark>確保</mark> 状況 <u>99</u> %(<u>2019</u>) → 100%(<u>2020</u>)	福祉避難所の指定状況 38.5% (H26) → 100% (H31)	
	対策が未実施の吊り天井等を有する棟 34 棟 (H29) → 0 棟 (H31)	
1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	
(警戒避難体制の整備 <mark>等</mark>)	(警戒避難体制の整備) 重点	
) 常時観測 <u>を行っている</u> 9火山 <u>において、市町村や関係機関と連携を図り避難</u>	<u>──</u> ○ 常時観測9火山のうち、噴火警戒レベルの運用、ハザードマップの作成配布、¾	
を策定するとともに、国が作成するリアルタイム火山ハザードマップを関係機関	<mark>関で</mark> 難計画の策定等、一定の警戒体制が整備されている地域については、現状の警戒&	连
<u>共有するなど、</u> 警戒避難体制の整備を進める。[国、道、市町村]《道内》	難体制の更なる強化を図るとともに、それ以外の地域については、関係機関の連携	售
	の下、警戒避難体制の整備を進める。[国、道、市町村]《道内》	
土砂災害による被害の低減に向け、 <u>基礎調査の結果を基に</u> 土砂災害防止法に	基づ O 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定に	2019 年台風 19 号
く警戒区域の指定を推進するとともに <u>土砂災害警戒区域の対象市町村による</u> ん	ハザ 要な基礎調査の推進を図るとともに、関係自治体と連携し、土砂災害警戒区域等の	0
ードマップの作成促進、 <u>避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める</u>	<u>る</u> 。 指定の推進や土砂災害ハザードマップの作成を促進する。[国、道、市町村]《道内	>
[国、道、市町村]《道内》		
(小吐乳供笠の敷供、老なんが笠)	(砂防設備等の整備)重点	
(砂防設備等の整備 <u>、老朽化対策</u>)) - 党時観測9ル山に対する「ル山喷ル竪急減災対策砂防計画」の第字を推進す。	(砂防設備寺の登備/ <u> 星点 </u>	 -
・ 吊时観測3次山に刈りる「火山噴火系忌滅火刈束砂切計画」の泉足を推進り。 ともに、関係機関の連携の下、同計画に基づく砂防対策を計画的に推進する。[_
こもに、 対状機関の建構の下、向計画に基づて砂切対象を計画的に推進する。 道] 《道内》	L国、 を推進することもに、 関係機関の連携の下、 向計画に基づて砂防対象を計画的に 進する。 「国、道] 《道内》	#
	ー	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
て、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防設備や急傾斜地崩壊防力		
設、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画		_
基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。[国、道]《道内》	に実施する。「国、道」《道内》	
	策も O 道内における山地災害危険地区を対象に、緊急性などの観点から、老朽化対策 =	5
含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。[国、道]《道内》		-
《指標》	《指標》] [
常時観測火山(9火山)の <u>統一的な避難計画</u> の作成状況	常時観測火山(9火山)のハザードマップの作成状況	
<u> 7</u> 火山(<u>2019</u>) → <u>9</u> 火山(<u>2024</u>)	火山 (H25) → 9火山 (H31)	
土砂災害警戒区域 <mark>の指定率</mark>	土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査の実施率	
<u>約 54</u> % (<u>2019</u>) → 100% (<u>2022</u>)	19% (H25) → 100% (H31)	
土砂災害から保全される人家戸数(道施工)	土砂災害から保全される人家戸数(道施工)	

	北海道強靱化計画 新旧対照表	
改定原案	現 行	備考
約 <u>2. 5</u> 万戸(<u>2018</u>) → 約 <u>2. 8</u> 万戸(<u>2022</u>)	約 2. 2 万戸(H25) → 約 2. 6 万戸(H31)	
周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数	周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数	
<u>4, 345</u> 集落(<u>2018</u>) → 4, 701 集落(<u>2026</u>)	4, 531 集落 (H27) → 4, 701 集落 (H38)	
1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	
(津波避難体制の整備)	(津波避難体制の整備)重点	
○ 国が <mark>検討</mark> を進めている太平洋沿岸における断層モデルなどの科学的知見をもと		
に、最大クラスの津波を想定した新たな津波浸水想定の設定を順次行うとともに、	国において調査が進められている断層モデルなどの科学的知見をもとに、最大クラ	
津波浸水想定を踏まえた津波災害警戒区域の指定を推進する。「道〕《道内》	スの津波を想定した新たな津波浸水想定の設定を順次行うとともに、津波浸水想定	
○ 市町村における津波ハザードマップ及び津波避難計画について、未策定地域の策		
	O 市町村における津波ハザードマップ及び津波避難計画について、未策定地域の策	
せ、現行のハザードマップや避難計画の改訂を促進する。[道、市町村]《道内》	定を促進するとともに、新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、	
○ 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、市町村の津波避難計画等に基づ		
き整備を促進する。「国、道、市町村」《道内》	O 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、市町村の津波避難計画等に基づ	
○ 登崩を促進する。[四、垣、川町刊]《垣門刊』	き整備を促進する。[国、道、市町村]《道内》	
	さ 整備を促進する。 [四、垣、川川州] 《垣内》	
(海岸保全施設等の整備)	(海岸保全施設等の整備)重点	
ヘ海岸床主心設守の監備) ○ 海岸保全施設の整備については、関係機関との連携のもとで、海岸堤防などの施		
設整備を計画的に行うとともに、個別施設ごとの長寿命化計画に基づく老朽化対策		
設整備を計画的に11月20日に、 <u>個別施設ことの長寿時に計画に基づく</u> を約12 <u>列東</u> や施設の維持管理を適切に実施する。また、詳細高潮浸水シミュレーションを行い、		
	もとで、海岸堤防などの施設整備を計画的に行うとともに、老朽化施設の補修・更	
北海道沿岸における高潮浸水想定区域の指定等を推進する。 [国、道]《道内》	新や施設の維持管理を適切に実施する。[国、道]《道内》	
○ 津波の減衰効果 <u>の</u> ある海岸防災林について、 <u>モデル地区において検討した効果的</u>		
<u>な手法を踏まえた</u> 整備を推進する。[道]《道内》	を推進するとともに、より減衰効果の高い整備手法について検討を進める。[道]《道	
	内》	
// to text	《指標》	
《指 標》 津波ハザードマップを作成した市町村の割合 約 98.8%(2017) → 100%(2024)	1.3 Per 1937/1	
	津波ハザードマップを作成した市町村の割合 96% (H25) → 100% (H31)	
津波避難計画を作成した市町村の割合 <u>約 98.8</u> %(<u>2018</u>) → 100%(<u>2024</u>)	津波避難計画を作成した市町村の割合 63% (H25) → 100% (H31)	
1 4 田尚与毎年により亡禄かへ目即始も十年北佐の河よ	1 4 田尚与毎年によりたはいの目期的も大体地質のほと	
1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
(洪水・内水ハザードマップの作成)	(洪水・内水ハザードマップの作成) 重点	
	〇 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、河川整備の	
想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、市町村	進捗等に応じた見直しを適時に実施し、市町村に提供するなど、市町村の洪水ハザ	
	進歩寺に応じた見直しを適時に実施し、中町村に提供するなど、中町村の洪水バリードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。	
に提供するなど、市町村の洪水ハザードマップ <mark>や水害対応タイムライン</mark> の作成、		
<u>これらを活用した</u> 防災訓練等 <u>を実施し、避難の実効性を高めるための情報発信の</u>	[国、道、市町村]《道内》	
<u>強化を進める</u> 。[国、道、市町村]《道内》		

改定原案	現 行	備	考	
O 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」や <u>近年の</u> 内水被害の発生	O 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」や内水被害の発生状況等			
状況等を踏まえ、市町村の内水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく	を踏まえ、市町村の内水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓			
防災訓練の実施を促進する。[道、市町村]《道内》	練の実施を促進する。[道、市町村]《道内》			
(河川改修等の治水対策)	(河川改修等の治水対策) 重点			
***************************************	O 河道の掘削、築堤、放水路・ダム・遊水地の整備などの治水対策について、近年の			
の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。「国、道、市町村」《道内》	浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。「国、道、市町村」《道内》			
	O 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水			
機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽	機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化			
化 <u>対策</u> 、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道、市町村]《道内》	施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。[国、道、市			
	町村]《道内》			
○ 被災による長期停電時においても電力を確保し、適切なダム管理を行うための管	O 被災による長期停電時においても電力を確保し、適切なダム管理を行うための管			
理用小水力発電設備について、導入効果の得られる既存ダムへの導入を促進する。	理用小水力発電設備について、導入効果の得られる既存ダムへの導入を促進する。			
[国、道]《道内》	国、道】《道内》			
	〇 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポ			
ンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。[国、道、市				
町村]《道内》 	町村]《道内》			
(地下施設の防災対策)	(地下施設の防災対策)			
O 浸水想定区域内の地下施設における避難確保計画及び浸水防止計画の作成など、	O 浸水想定区域内の地下施設における避難確保計画及び浸水防止計画の作成など、			
地下施設の防災対策を促進する。[国、道、市町村、民間]《道内》	地下施設の防災対策を促進する。[国、道、市町村、民間]《道内》			
《指標》	《指標》			
洪水予報河川及び水位周知河川における水害対応タイムラインの作成割合				
<u>取入サラスの洪水に対応したバサードマサラを作成した旧町刊の割占</u> 48. 9% (2018) → 100% (2024)				
10.070 (20.0) 1.0070 (20.0)				
人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率	中期的な目標(戦後最大規模の洪水などを想定)に対して河川整備により			
(国管理) 72.2% (2017) → 76% (2020)	解消される浸水面積(国管理河川) 約11万 ha (H25) → 概ね解消 (H50)			
管理用小水力発電を導入した道管理ダム <u>6</u> 基(<u>2018</u>) → <u>7</u> 基(<u>2025</u>)	管理用小水力発電を導入した道管理ダム 5基(H26) → 6基(H30)			
1	1			
1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生			
(暴風雪時における道路管理体制の強化)	(暴風雪時における道路管理体制の強化)重点			
O 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、	O 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、	胆振 99		
<u>地域</u> 住民や <u>外国人を含む観光客</u> 等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化	住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の			
を図るとともに、 <u>優先的に通行を確保する路線の設定や</u> 暴風雪に関する平時からの	対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。[国、道、市町村]《道内》			

	北海追強勢化計画 新旧对照表		
改定原案	現 行	備	考
意識啓発を推進する。[国、道、市町村]《道内》 O 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策 工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等 の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国、道、市町村]《道内》	O 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。[国、道、市町村]《道内》		
(除雪体制の確保) O 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。[国、道、市町村]《道内》 O 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。[国、道、市町村、民間]《道内》	常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸		
《指標》 道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率(道道) <u>78</u> %(<u>2018</u>) → 90%(<u>2022</u>)	《指標》 道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率(道道) 64%(H24) → 90%(H34)		
1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大		
	(冬季も含めた帰宅困難者対策) 〇 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。[国、道、市町村、民間]《道内》	1-7 に移動	
(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) O 市町村が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。[道、市町村、民間]《道内》	(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) <u>重点</u> O 市町村が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進する。[道、市町村]《道内》	大雨 42 胆振 111 112	114
○ 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証等を踏まえ、本道の積雪寒冷な気候等に対		胆振 115	
応した標準仕様の検討を進める <u>「道、市町村、民間」</u> 《道内》 O 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。 <u>「道、市町村」</u> 《道内、道外》		大雨 19 21 胆振 21 113 12	20
《指 標》 市町村における非常用発電機及びストーブの備蓄状況 <u>150 市町村(2015)</u> → 179 市町村(2024)			

	北海道強靱化計画 新旧対照表	
改定原案	現 行	備考
1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	
(関係機関の情報共有化)	(関係機関の情報共有化)重点	
○ 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北	□ び害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北	大雨 1 3
海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や市町村が設置する災害	海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や市町村が設置する災害	
対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。「国、道、市町	対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。「国、道、市町	
村、民間「《道内》	村、民間「《道内》	
O 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係	○ 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係	
機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向	機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運	
け、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を推進する。[国、道、市町村]《道	用に向け、市町村の参画を促進するとともに、老朽機器の更新や未整備箇所への計	
り、 <u>転換体制の元夫と</u> 名が協論の <u>計画的な</u> 更新を推進する。[国、道、刊画行] 《道 内》	画的な整備を推進する。「国、道、市町村」《道内》	
○ 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政		十五 0 41 四年 2 4
	○ 災害時における行政機関の通信回線を確保するだめ、道と印町村を結ぶ総合行政 情報ネットワークの計画的な更新、市町村等における衛星携帯電話の整備を促進す	八附 2 41、胆振 3 4
情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、市町村等における衛星携帯電話の		
整備を促進する <u>など、通信手段の多重化を促進する</u> 。[道、市町村]《道内》	る。[道、市町村]《道内》	
(1) C fr = 1 t + 1 (t + 1 = 3 (1))		
(住民等への情報伝達体制の強化)	(住民等への情報伝達体制の強化) 重点	. —
O 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、 <u>国の避難勧告等に関するガイドラ</u>		大雨291011
インの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行うととも	避難勧告等の発令基準の策定を促進する。[道、市町村]《道内》	
<u>に、</u> 各市町村における各種災害に係る避難勧告等の発令基準の <u>改定</u> を促進する。		
[道、市町村]《道内》		
〇 住民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線の整備を促進するととも	〇 住民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線の整備を促進するととも	大雨 2 7 36 41
に、公衆無線 LAN 機能を有する <mark>観光・</mark> 防災 <u>Wi-Fi</u> ステーションの整備、 <u>北海道防災</u>	に、公衆無線 LAN 機能を有する防災情報ステーションの整備、Lアラート(公共情	胆振 7 8 77~79
<u>情報システムと</u> Lアラート(公共情報コモンズ) <u>の連携強化と職員の操作能力の向</u>	報コモンズ)を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段によ	
<u>上</u> 、災害情報伝達 <u>手段の多重化を促進</u> する。[国、道、市町村、民間]《道内》	る災害情報の伝達体制を強化する。[国、道、市町村、民間]《道内》	
〇 民間テレビ・ラジオ事業者等による予備放送設備、予備電源の整備や中継局の移	〇 民間テレビ・ラジオ事業者等による予備放送設備、予備電源の整備や中継局の移	大雨 7 36、胆振 83
転整備を促進するとともに、災害情報の提供に有効なラジオの難聴対策 <u>や地域コミ</u>	転整備を促進するとともに、災害情報の提供に有効なラジオの難聴対策を推進する。	
<u>ュニティ FM 局との連携を促進</u> する。[国、道、市町村、民間]《道内》	[国、道、市町村、民間]《道内》	
O 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的	O 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を的	胆振 73
確に収集し提供する体制を整備する。[国、道 <u>、市町村</u>]《道内》	確に収集し提供する体制を整備する。[国、道]《道内》	
O 車両への交通情報の提供設備 <u>である光ビーコンや交通情報板</u> 、停電時の信号機機	O 光ビーコンや交通情報板など車両への交通情報の提供設備や停電時の信号機機能	
能停止を防止する信号機電源付加装置について、 <u>主要幹線道路と災害応急対策の拠</u>	停止を防止する信号機電源付加装置について、緊急交通路等における設備の更新を	
<u>点を連絡する道路等</u> における計画的な整備 <u>のほか、平時における保守点検</u> を推進す	優先するなど、計画的な整備を推進する。[国、道]《道内》	
る。[国、道]《道内》		
O デマや根拠の無い情報の流出を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と		胆振 25 74 75 76
報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。[国、道、民間]《道		
内》		
(観光客、高齢者等の要配慮者対策)	(観光客、高齢者等の要配慮者対策) 重 点	
THE RESERVE TO THE PROPERTY OF	1777 - 1 17 MT H 3 17 A HOUR H 17777/	

	北海道強勢化計画 新旧対照表	
改定原案	現 行	備考
O 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制 <u>を</u> 強化 <u>するため、観光客緊急サ</u>	O 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連	胆振 15~18 80~82 100 119
ポートステーションの開設や SNS 等を利用した情報発信に関する訓練の実施、観光	施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全	
関連施設のソフト面における防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向	確保に向けた取組を推進する。[国、道、市町村、民間]《道内》	
けた取組を推進する。[国、道、市町村、民間]《道内》		
O 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英	O 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英	
語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言	語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言	
語化を促進する。[国、道、市町村、民間]《道内》	語化を促進する。[国、道、市町村、民間]《道内》	
O 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で	O 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で	大雨 16
円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成 <u>と名簿を活用した地域住民の支援</u>	円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体	胆振 11 13 14 117
による避難体制の整備や安否の確認など、「自助」「共助」の最大限発揮に向け、所	的な計画策定など、所要の対策を推進する。[国、道、市町村]《道内》	
要の対策を推進する。[国、道、市町村]《道内》		
(帰宅困難者対策の推進)		
O 災害時における帰宅困難者や対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の		1-6 から
通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体		
制を強化するともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。		
[国、道、市町村、民間]《道内》		
(地域防災活動、防災教育の推進)	(地域防災活動、防災教育の推進)重点	
O 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリ	O 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリ	大雨 8、胆振 12
ーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティ	ーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティ	
の活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。[道、市町村、民間]《道	の活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。	
内》	[道、市町村、民間]《道内》	
O 防災教育 <u>を通じた「自助」の意識醸成</u> に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活	O 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行う	大雨 9
用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPO <u>など</u>	とともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどのノウハウ等を活かし	胆振 54、101、116~118、120、
<u>を構成員とする</u> 「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」 <u>や防災に関する専門的</u>	た連携・協働の促進を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への多	122~125
知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザー制度」などの枠組みを活用し	様な主体の参画を促進する。[道、市町村、民間]《道内》	
<u>た取組を推進する</u> 。[道、市町村、民間]《道内》		
O 教育関係者や児童·生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験	O 教育関係者や児童·生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験	胆振 87 121 123~124
型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、市町村]《道内》	型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。[道、市町村]《道内》	
《指 標》	《指 標》	
自主防災組織活動カバー率 <u>59.7</u> % (<u>2018</u>) → 全国平均値以上 (<u>2024</u>)	自主防災組織活動カバー率 50.1% (H25) → 全国平均値以上 (H31)	
* <u>2018</u> の全国平均値 <u>83. 2</u> %	*H25 の全国平均値 78%	
避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況	避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況	
水害 <u>90.8</u> % (<u>2018</u>) → 100% (<u>2024</u>)	水害 55.9% (H25) → 100% (H31)	
土砂災害 <u>98.3</u> % (<u>2018</u>) → 100% (<u>2024</u>)	土砂災害 50.6% (H25) → 100% (H31)	
高潮災害 <u>72.1</u> % (<u>2018</u>) → 100% (<u>2024</u>)	高潮災害 30.4% (H25) → 100% (H31)	

	北海道強靱化計画 新旧対照表	
改定原案	現 行	備考
津波災害 <mark>94.0</mark> %(<u>2018</u>) → 100%(<u>2024</u>)	津波災害 67.5% (H25) → 100% (H31)	
<u>防災等に資する公衆無線 LAN の整備率</u> 85% (2018) → 100% (2024)		
防災訓練の実施市町村数 <u>155</u> 市町村(<u>2017</u>) → 179 市町村(<u>2024</u>)	防災訓練の実施市町村数 109 市町村(H25) → 179 市町村(H31)	
2. 救助・救急活動等の迅速な実施	2. 救助・救急活動等の迅速な実施	
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー 供	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
給の長期停止		
(物資供給等に係る連携体制の整備)	(物資供給等に係る連携体制の整備)重点	
	O 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ	大雨 25、No77
円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で <mark>応援協定を締結していると</mark>	円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定につ	
<u>ころであり、こうした協定に基づく防災訓練に住民の参加も加えるなど</u> 平時の活動		
を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直し	もに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。[道、市町村、民間]	
を適宜実施する。[道、市町村、民間]《道内・道外》	(道内・道外)	
O 沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流協定」の締結な		
ど、災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進す	ど、災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進す	
る。[道、市町村、民間]《道内》	る。[道、市町村、民間]《道内》	
O 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や自衛隊		大雨 26、胆振 46-49
<u>からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など事前に支援物資の経費負</u>		
担や調達方法を確認するとともに、提供に当たって、あらかじめ経費負担の有無を		
明示するほか、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図		
り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、市町村、事業者が		
連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む。[国、道、市町村、民間]《道		
内》		
○ 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に → 155 カート・バー・スートでは、大の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人		胆振 97 98
支障を来すことがないよう北海道地域防災計画で規定する緊急輸送道路ネットワ		
<u>ーク計画で定める道路などのうち、優先して復旧し、通行を確保すべき区間につい</u>		
<u>て必要な検討を進める。また、事業者に対し緊急通行車両の事前届出についての啓</u>		
発を行う。[国、道、民間]《道内》		ND += 100 100
O NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、 ボニンティアは第14年にあれて、NPOやボニンティアのアスは制の整	O NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランニュスエ将用は第150万円による被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランニュスの第3 体制の整備。 味べ	胆振 IUZ IU3
ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整		
備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する <u>とともに、3者間で被</u>	に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。[道、市町村、民間]《道内》 	
<u>災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。</u> [道、市町村、民間]《道内》	○ 十担措巛実味にわけて旅授施姿の絵学ら復じ江科笠に関すて伽を機がされる。	
O 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うこと が期待される広域内が拠点について、大平洋沿岸等における地震、津波の独実規序		
が期待される広域防災拠点について、太平洋沿岸等における地震・津波の被害想定	が期待される広域防災拠点について、太平洋沿岸等における地震・津波の被害想定ないたないます。大きないの治療は発見しているない。	
などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多	などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多	
角的に検討する。[道、市町村、民間]《道内・道外》	角的に検討する。[道、市町村、民間]《道内・道外》	

改定原案	現	備考
(非常用物資の 備 蓄促進) O 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、14の振興局ごとに備蓄整備方針を策定し、振興局地域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。[道、市町村]《道内》 O 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた市町村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。[道、市町村]《道内》		大雨 24 44 胆振 28 31 44 45
や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、道及び市町村による啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。[道、市町村、民間]《道内》 O 町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。[市町村]《道内》 【指 標》	ど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。[道、市町村、民間]《道内》	大雨 24、胆振 43
	備蓄整備方針を策定した振興局数 3振興局(H25) → 14振興局(H31) 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 (防災訓練等による救助・救急体制の強化) 重点 ○ 道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめ各種防災	胆振 64 66
種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊 <u>など</u> 官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、 <u>現地合同調整所の設置など救助救出現場における情報共有体制の整備を検討する。</u> [国、道、市町村、民間]《道内・道外》 〇 航空機による迅速な救助・救急活動を行うため、災害時を想定した図上訓練や実働訓練 <u>のほか、北海道へリコプター等運用調整会議などを通じて</u> 航空機を保有する関係機関の相互連携を強化 <u>し、運航ルールを周知・徹底するなど安全かつ的確な航</u>	《道内・道外》 O 航空機による迅速な救助・救急活動を行うため、災害時を想定した図上訓練や実働訓練を通じ、航空機運航に関する安全の確保、航空機を保有する関係機関の相互	胆振 67
空機の運航を確保する。 [国、道、民間]《道内・道外》 ○ 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。[国、道、市町村]《道内・道外》 (自衛隊体制の維持・拡充)	O 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。[国、道、市町村]《道内・道外》 (自衛隊体制の維持・拡充) O 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役	
回りがにありる人規模自然炎者において、救助・救援活動の中心として人きな役割が期待される本道の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する。[国、	割が期待される本道の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人	

	北海道強靱化計画 新旧対照表	
改定原案	現 行	備考
道、市町村]《道内·道外》	道、市町村]《道内・道外》	
(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備) O 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する警察へリコプター映像伝送システムなどの情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、市町村]《道内》	(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備) O 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急無線のデジタル化や警察無線中継所リンク回線の高度化、警察へリコプター等への映像伝送システムの搭載など情報基盤の整備を推進するとともに、警察、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。[国、道、市町村]《道内》	
《指 標》 北海道防災総合訓練の実施件数 年1回(<u>2019</u>) → 毎年実施 北海道警察災害警備訓練の実施件数 年1回(2019) → 毎年実施 緊急消防援助隊登録数 <u>390</u> 部隊(<u>2019</u>) → 403 部隊(<u>2023</u>)	《指標》 北海道防災総合訓練の実施件数 年1回(H26) → 毎年実施 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練への参加 年1回(H26) → 毎年実施 緊急消防援助隊登録数 275 部隊(H25) → 351 部隊(H30) 消防救急無線デジタル化に着手している消防本部数 42 本部(63 本部中)(H25) → 58 本部(58 本部中)(H27) 警察無線中継所リンク回線の高度化達成率 4.4%(H25) → 100%(H29)	
2-3 被災地に お ける <mark>保健・</mark> 医 療・福祉機能 等 の麻痺	2-3 被災地に お ける医療・福祉機能等の 麻 痺	
(保健所機能の充実) 〇 災害時における保健活動のマネジメントを適切に行うため、医師や保健師等の保健所職員を対象とした研修を実施するなど、職員への教育、訓練を実施し、健康管理に関する能力の向上を図る。[道]《道内》	(防疫対策)	胆振 71
O 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。[国、道、市町村]《道内》 O 平時における感染症対策として、保健所における検査・相談体制や空港・港湾における検疫体制の充実を図る。 [国、道、市町村]《道内》	災害時の防疫対策を推進する。[国、道、市町村]《道内》	(防疫対策)を(保健所機能 の充実)に統合
(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮) 〇 適温食や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。[道、市町村、民間]《道内》		胆振 22 33 34 大雨 19、胆振 35 37-40
(被災時の <mark>保健</mark> 医療支援体制の強化) 〇 道内全ての災害拠点病院に設置されている DMAT (災害派遣医療チーム) の災害対	(被災時の医療支援体制の強化) 重点 O 道内全ての災害拠点病院に設置されている DMAT (災害派遣医療チーム)の災害対	

改定原案	現 行	備	考
を効果的に実施する。[国、道、民間]《道内・道外》 〇 災害発生時に、 <u>保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する</u> 情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉 調整本部」の災害対応力の向上を図るため、構成員相互による平時の連携等を推進 する。また、支援活動の拠点となる現地保健所の体制の更なる強化を図る。[道、民間]《道内》 〇 災害拠点病院における <u>備蓄燃料や水の確保など改正された指定要件への対応や</u> 施 設の耐震化を促進するとともに、広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊	応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練を効果的に実施する。[国、道、民間]《道内・道外》 道内外での災害発生時に、被災地域の医療ニーズを集約し、医療支援チームの派 遣や医薬品供給等の配分に係る調整機能の強化に向け、「救護班派遣等調整本部」の 構成員相互による平時の連携等を推進する。 [国、道、民間]《道内・道外》 災害拠点病院における災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保する ため、自家発電設備や応急用医療資機材の整備、施設の耐震化を促進する。[国、道、 民間]《道内》		
○ 社会福祉施設等と道との協定に基づき、災害時に福祉避難所等に必要な人材を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」について、協定締結法人数の拡充など福祉的対応に係る人的支援を強化する。[道、民間]《道内》 ○ 災害時における福祉支援体制を整備するため、社会福祉協議会等の関係団体の参画を得て、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害福祉派遣チームを組成するとともに、平時から必要な支援体制を確保できるよう、官民協働による災害福祉支援ネットワークを構築する。[道、民間]《道内》 ○ 施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の	災害時における福祉的支援) 社会福祉施設等と道との協定に基づき、災害時に福祉避難所等に必要な人材を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」について、協定締結法人数の拡充など福祉的対応に係る人的支援を強化する。[道、民間]《道内》 施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。[道、民間]《道内》	胆振 32	
災害拠点病院における DMAT 保有率 100%(2019) → 100%を維持 DMAT 実働訓練の実施回数 年 1 回(2019) → 年 1 回以上 通常時の 6 割程度の発電容量と 3 日分の燃料を備えた自家発電設備を設置している災害拠点病院の割合 100%(2019) → 100%を維持 災害拠点病院における応急用医療資機材の整備率 100%(2019) → 100%を維持 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 97%(2019) → 100%(2020)	《指標》 ②害拠点病院における DMAT 保有率 100% (H26) → 100%を維持 MAT 実働訓練の実施回数 年1回 (H26) → 年1回以上 (H27以降) 通常時の 6 割程度の発電容量と 3 日分の燃料を備えた自家発電設備を設置している災害拠点病院の割合 73% (H25) → 100% (H29) ②害拠点病院における応急用医療資機材の整備率 82% (H25) → 100% (H29) ②害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 76% (H25) → 100% (H29) ②害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 76% (H25) → 100% (H29)		
3. 行政機能の 確 保 3.	. 行政機能の 確 保		

	北海道強靱化計画 新旧対照表		
改定原案	現 行	備	考
3-1 道 内外における 行 政機能の大幅な低下	3-1 道内外における行政機能の大幅な低下		
(災害対策本部機能等の強化) O <u>道の災害対策本部の機能強化に向け、</u> 定期的な実働訓練などを通じ、 <u>職員の参集</u> <u>範囲や指揮室各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法などを</u> 検証 <u>し、</u> 必 要に応じ見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進する。また、リエゾンとなる派遣者に対する研修や訓練のほか、大規模停電や広域的な災害情報などの共有について本庁と振興局との連携を強化する。[道]《道内》	本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など)について、定期的な実働訓練	胆振 1 2 23 5	0 51 53 55 57
〇 市町村における災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の 見直し、地域防災マネージャー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、 本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在 として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を 担う消防団の機能強化を促進する。[国、道、市町村]《道内》	O 市町村における災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の 見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核 的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要 な役割を担う消防団の機能強化を促進する。[国、道、市町村]《道内》		
O 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な国、道、市町村の庁舎、警察署、消防本部等、行政施設の耐震化を促進するとともに、非常用電源設備の整備、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄の整備を促進する。また、停電時には、被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。 [国、道、市町村]《道内》	O 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な国、道、市町村の庁舎、警察署、消防本部等、行政施設の耐震化を促進する。[国、道、市町村]《道内》	胆振 61 84 88	107
(行政の業務継続体制の整備) 〇 国の地方支分部局及びその出先機関並びに道の本庁、振興局及び所管機関の業務継続計画については、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。[国、道、市町村]《道内》	(行政の業務継続体制の整備) 重点 O 国の地方支分部局及びその出先機関並びに道の本庁、振興局及び所管機関の業務継続計画については、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。また、計画未策定の道の出先機関等における計画の策定を推進する。「国、道、市町村] 《道内》	大雨 30	
○ 業務全体を対象にした市町村の業務継続計画の整備等を促進し、災害時における市町村業務の継続体制を確保する。[道、市町村]《道内》 ○ 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、道においては、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、「ICT 部門の業務継続計画(ICT-BCP)」に沿った取組を計画的に進めるとともに、市町村においても、ICT-BCP の策定など情報システムの機能維持のための取組を促進する。[道、市町村]《道内》	○ 市町村の業務継続計画の策定等を促進し、災害時における市町村業務の継続体制を確保する。[道、市町村]《道内》 ○ 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、道においては、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、「ICT 部門の業務継続計画(ICT-BCP)」に沿った取組を計画的に進めるとともに、市町村においても、ICT-BCP の策定など情報システムの機能維持のための取組を促進する。[道、市町村]《道内》	大雨 49	
(広域応援・受援体制の整備) ○ 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、被災市区町村応援職員確保システムや全国知事会による応援協定等の効果的な運用方法の検討とともに、道外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る [道] 《道内・道外》	(広域応援・受援体制の整備) 重点 O 道内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、全国知事会や北海道・東北地方知事会における応援協定の枠組みに沿って、道外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。[道] 《道内・道外》	大雨 41	
○ 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、市町村は、あらかじめ依頼す		胆振 26 27 56	104 109

改定原案	北海追強物化計画 利厄对照衣 現 行	備考
べき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築すると ともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器 等の準備を行う。「道、市町村」《道内・道外》		大雨 53 55
○ 道は、職員の派遣に当たり、過去に派遣されたことのある職員のリストを活用するなど地域や災害の特性等を考慮し職員を選定するとともに、防災担当以外の職員に対する研修の実施など災害対応能力の向上を図る。また、広域的な調整やノウハウの提供など市町村の取組を支援する。[道]《道内・道外》		大雨 3 54 胆振 52 104 109
(政府機能等のバックアップ) O 大災害時における政府機能のバックアップについて、国の取組状況を見極めながら、バックアップに必要な受入環境の整備や誘致活動など必要な取組を推進する。 [道、市町村]《道外》	(政府機能等のバックアップ) O 大災害時における政府機能のバックアップについて、政府の報告書に首都圏外の代替場所の候補地の一つとして札幌市が例示されていることなども踏まえ、国の取組状況を見極めながら、バックアップに必要な受入環境の整備や誘致活動など必要な取組を推進する。[道、市町村]《道外》	
O 政府や道内外の自治体が保有する行政情報のバックアップ機能を担うため、民間 データセンターの立地促進や情報基盤の整備など、必要な取組を促進する。[道、市 町村]《道内・道外》	O 政府や道内外の自治体が保有する行政情報のバックアップ機能を担うため、民間 データセンターの立地促進や情報基盤の整備など、所要の取組を促進する。[道、市 町村]《道内・道外》	
《指標》 市町村庁舎の耐震化率 62.6% (2017) → 全国平均値 (2024) *2018 の全国平均値 81.2% ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) が策定されている市町村の割合	《指標》 道の災害対策(地方)本部を設置する庁舎の耐震化率 80.0%(H26)→ 100%(H27) 警察本部及び警察署の耐震化率 97.1%(H26)→ 100%(H31)	
19.0% (2018) → 全国平均値 (2024) *2017 の全国平均値 27.5% 業務継続体制が整備されている市町村の割合 13.4% (2019) → 全国平均値 (2024)	業務継続体制の一部が整備されている市町村数 135 市町村 (H25) → 179 市町村 (H31)	
4. ライフラインの確保	4. ライフラインの確保	
4-1 <u>長期的又は広範囲な</u> エネルギー 供 給の停止 (再生可能エネルギーの導入拡大) O 本道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、 <u>エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積</u> など、関連施策を総合的に推進する。[国、道、市町村、民間]《道内・道外》	4-1 エネルギー供給の停止	
(電力基盤等の整備) 〇 再生可能エネルギーの導入拡大 <u>を図るため、</u> 北本連系設備の <u>更なる</u> 増強に向けた 取組を推進する。[国、道、民間]《道内・道外》	(電力基盤等の整備) <u>重点</u> 〇 出力変動幅が大きい再生可能エネルギーの導入拡大とともに、大災害時等における道外との電力融通の確保に欠かせない北本連系設備の増強に向けた取組を推進す	

改定原案	現	備考
網整備に係る実証事業を促進するとともに、これらの実証事業の拡大やAI、IO <u>Tといった新たな技術の活用</u> なども視野に、更なる電力基盤の強化に向けた取組を 推進する。[国、道、民間]《道内·道外》	拡大なども視野に、更なる電力基盤の強化に向けた取組を推進する。[国、道、民間] 《道内・道外》 〇 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、設備の耐災害性の向上に努める	
○ 災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源としての機能を有するコージェネレーションシステムについて、防災上重要な施設等への導入とともに、都市部における施設間のネットワーク化を進める。[国、道、市町村、民間]《道内》 ○ 電力需給の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害発生時において停電の発生や復旧の目処などの情報を迅速に把握し、道民等へ発信するため、国や電気事業者等との連携強化を図る。[国、道、民間]《道内》	源としての機能を有するコージェネレーションシステムについて、防災上重要な施設等への導入とともに、都市部における施設間のネットワーク化を進める。[国、道、市町村、民間]《道内》	大雨 39 胆振 5 6 72 85 86 89 90 91
ス・地熱の利用、メタンハイドレートの資源化、廃棄物の電力・熱利用など、本道におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する。[国、道、市町村、民間] 《道内・道外》		
(石油燃料供給の確保、石油コンビナート等の防災対策) 〇 石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。 [国、道、市町村、民間]《道内》 〇 停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、2019 年度に自家発電設備を整備した北海道地域サポートSSの周知を行うとともに、事業者も含めた訓練を実施する。[国、道、民間]《道内》	安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。 [国、道、市町村、民間]《道内》	
O 石油コンビナートの防災対策について、 <u>防災関係機関との連携強化を図りながら、「北海道石油コンビナート等防災計画」</u> を踏まえた火災予防や災害時の応急対策、 住民の避難対策などの取組を推進する。[道、民間]《道内》	O 石油コンビナートの防災対策について、地震(短周期・長周期地震動)・津波による被害想定の見直しを実施し、新たな想定を踏まえた火災予防や災害時の応急対策、住民の避難対策などの取組を推進する。[道、民間]《道内》	
《指標》	《指標》	

	北海道強靱化計画 新旧対照表	
改定原案	現行	備考
新エネルギー導入量 〔発電分野〕設備容量 <u>292. 7</u> 万 kW (<u>2017</u>) → <u>292. 7</u> 万 kW 以上(<u>2025</u>) 発電電力量 <u>7, 921</u> 百万 kWh (<u>2017</u>) → 8, 115 百万 kWh 以上(<u>2025</u>) 〔熱利用分野〕 熱量 <u>14, 932</u> TJ(<u>2017</u>) → 20, 133TJ 以上(<u>2025</u>)	新エネルギー導入量 〔発電分野〕設備容量 149万 kW (H24) → 282万 kW 以上 (H32) 発電電力量 5,866 百万 kWh (H24) → 8,115 百万 kWh 以上 (H32) 〔熱利用分野〕 熱量 12,257TJ (H24) → 20,133TJ 以上 (H32)	
- 一2 食料の安定供給の停滞	4-2 食料の安定供給の停滞	
業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。[国、道、市町村]《道内・道外》	どの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を 着実に推進する。[国、道、市町村]《道内・道外》 〇 厳しい環境にある本道の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い	
(道産食料品の販路拡大) 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食 <u>のブランド化や</u> 高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。[国、道、市町村、民間]《道内・道外》		
(道産農産物の産地備蓄の推進) 雪氷冷熱等を活用した産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を <u>促進</u> する。[国、道、市町村、民間]《道内・道外》	(道産農産物の産地備蓄の推進) 重点 O 雪氷冷熱等を活用した産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。[国、道、市町村、民間] 《道内・道外》	
(生鮮食料品の流通体制の確保) 道内外の災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、道内の卸売市場 や卸売業者で構成する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」への関係 事業者の参画促進を図るなど、卸売市場及び業者間の相互応援体制を強化する。 [道、市町村、民間]《道内・道外》	(生鮮食料品の流通体制の確保) ○ 道内外の災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、道内の卸売市場や卸売業者で構成する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」への関係事業者の参画促進を図るなど、卸売市場及び業者間の相互応援体制を強化するとともに、札幌市中央卸売市場と全国の中央卸売市場との災害時の応援体制の強化を図る。[道、市町村、民間]《道内・道外》	

《指 標》

食料自給率(カロリーベース) <u>206</u>% (<u>2017</u>) → 258% (<u>2025</u>)

*2011~2017 のうち最高と最低を除いた5か年の平均

- 35 -

食料自給率 (カロリーベース) 197% (H25) → 258% (H37)

14% (H28) → 100% (H32)

《指 標》

	北海退強勢化計画 新山対照表	
改定原案	現 行	備考
北海道が造成した基幹的な農業水利施設における個別施設計画の策定割合	漁港施設の機能保全計画策定割合 26% (H25) → 100% (H29)	
<u>50</u> % (<u>2018</u>) → 100% (<u>2020</u>)		
水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が		
構築された漁港の割合 <u>0% (2018) → 80% (2026)</u>		
4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	
(水道施設等の防災対策)	(水道施設等の防災対策)重点	
O 災害時においても給水機能を確保するため、配水池 <u>、配水管、</u> 貯留施設、浄水場	○ 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、貯留施設、浄水場など水道	2019 年台風 19 号
など水道施設の耐震化や <u>浸水対策、</u> 基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要な	施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の	
どを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。併せて、工業用	更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。併せて、工業用水道施設の耐震化や	
水道施設の耐震化や計画的な老朽化対策を促進する。[国、道、市町村等]《道内》	計画的な老朽化対策を促進する。[国、道、市町村等]《道内》	
O 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の	O 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の	
実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した覚書に基づ	実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した覚書に基づ	
き、復旧支援等を実施する。 <u>又、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災</u>	き、復旧支援等を実施する。[国、道、市町村]《道内》	
<u>害対応を担う人材の育成を行う。</u> [国、道、市町村]《道内》		
(下水道施設等の防災対策)	(下水道施設等の防災対策)重点	
O 災害時に備えた下水道のBCPに <u>ついては、国のマニュアルの改訂に伴う見直し</u>	○ 災害時に備えた下水道のBCP策定を促進するとともに、下水道施設の耐震化、	
<u>を進める</u> とともに、下水道施設 <u>等</u> の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を	長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。[国、道、市町村]《道内》	
計画的に行う。[国、道、市町村]《道内》		
O 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。[国、道、市町村]	O 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。[国、道、市町村]	
《道内》	《道内》	
《指標》	《指標》	
上水道の基幹管路の耐震適合率 <u>43</u> % (<u>2017</u>) → 50% (<u>2022</u>)	上水道の基幹管路の耐震適合率 40% (H25) → 50% (H34)	
管路耐震化率(企業局工水) 59% (2018) → 69% (2029)		
(仮称)下水道 BCP(津波・地震・水害編)2019 のブラッシュアップ率(道事業・	下水道 BCP の策定率 市町村事業 17 市町 11% (H25) → 100% (H27)	
市町村事業) 0% (2019) → 100% (2020)	道事業 0% (H25) → 100% (H27)	
地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率 <u>80</u> % (<u>2017</u>) → 50% (<u>2021</u>)	地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率 40% (H24) → 50% (H31)	
下水道施設の長寿命化計画策定率 <u>89</u> % (<u>2018</u>) → 100% (<u>2020</u>)	下水道施設の長寿命化計画策定率 54% (H25) → 100% (H31)	
農業集落排水施設の機能診断実施率 <u>86</u> % (<u>2018</u>) → 100% (<u>2020</u>)	農業集落排水施設の機能診断実施率 38% (H25) → 100% (H32)	
浄化槽のうち合併 <u>処理</u> 浄化槽の設置率 <u>75</u> %(<u>2017</u>) → 76%(<u>2022</u>)	浄化槽のうち合併浄化槽の設置率 68% (H24) → 70% (H30)	
4-4 道外との基幹 交 通及び 地 域交通ネットワークの機能停止	4-4 道外との基幹 交 通及び 地 域交通ネットワークの機能停止	
(北海道新幹線の整備等)	(北海道新幹線の整備等)重点	
	○ 分散型の国土形成のための基軸となる交通ネットワークであり、大災害時におけ	

北海道強靱化計画 新旧対照表				
改定原案	現 行	備	考	
る陸路での高速輸送に不可欠な新幹線の札幌までの開業が可能な限り早期に実現するよう、関係機関の連携の下、財源や技術上の課題の解決に向けた取組を推進する。[国、道、市町村、民間]《道内・道外》 〇 青函共用走行区間における貨物輸送の機能性、安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するための取組を推進する。[国、道、民間]《道内・道外》	る陸路での高速輸送に不可欠な新幹線の札幌までの開通が可能な限り早期に実現するよう、関係機関の連携の下、財源や技術上の課題の解決に向けた取組を推進する。 [国、道、市町村、民間]《道内・道外》 〇 青函共用走行区間における貨物輸送の機能性、安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するための取組を推進する。[国、道、民間]《道内・道外》			
可欠な高規格幹線道路について、函館市、北見市など道内主要都市間のミッシング リンクの早期解消に向けた取組を推進する。[国、道、民間]《道内·道外》	(道内交通ネットワークの整備) 重点 O 道内外の災害時において、被災地への物資供給や人的支援を迅速に行うために不可欠な高規格幹線道路について、函館市、北見市など道内主要都市間のミッシングリンクの早期解消に向けた取組を推進する。[国、道、民間]《道内・道外》 O 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。[国、道、市町村]《道内・道外》			
(道路施設の防災対策等) ○ 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。[国、道、市町村]《道内》 ○ 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。 [国、道、市町村]《道内》	(道路施設の防災対策等) 重点 O 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。[国、道、市町村]《道内》 O 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。[国、道、市町村]《道内》			
(空港の機能強化) ○ 北海道と道外とを結ぶ航空ネットワークの拠点である新千歳空港については、防災・減災の観点に立った空港施設の改良整備のほか、深夜・早朝発着枠の拡大、一部外国航空会社の乗り入れ制限の緩和、1時間当たりの発着枠の拡大、 <u>外国人来道者の増加に対応した</u> С I Q 体制の充実など国際拠点空港化に向けた取組を推進する。[国、道、市町村、民間]《道内・道外》 ○ 新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、道内地方空港がその代替機能を発揮できるよう、空港施設の防災対策をはじめ滑走路など基本施設の改良整備、C I Q 体制の充実など、ハード・ソフト両面から地方空港の機能強化に向けた取組を推進する。[国、道、市町村、民間]《道内・道外》 ○ 地元市町村をはじめ、S P C 等との適切な連携、役割分担のもと新たな航空路線	災・減災の観点に立った空港施設の改良整備のほか、深夜・早朝発着枠の拡大、一部外国航空会社の乗り入れ制限の緩和、1時間当たりの発着枠の拡大、C Q体制の充実や L S 双方向化など国際拠点空港化に向けた取組を推進する。[国、道、市町村、民間] 《道内・道外》			

る。[道、市町村]《道内・道外》

の開設や既存路線の拡充、再開等、国際航空路線の拡大に向けた取組とともに、地 取組とともに、地方空港における道内、国内路線の維持確保に向けた取組を推進す

方空港における道内、国内路線の維持確保に向けた取組を推進する。[道、市町村]

الم	海道強靱化計画 新旧対照表		
改定原案	現 行	備	考
《道内·道外》			
O 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。 [国、道、市町村、民間] 《道内》 O 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取組を進める。 [国、道、市町村、民間] 《道内》	(鉄道の機能維持・強化) ○ 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。 [国、道、市町村、民間] 《道内》 ○ 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取組を進める。 [国、道、市町村、民間] 《道内》		
 (災害時における早期の危険箇所の把握) ○ 大規模災害に、ガソリン不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車の活用のメリットが再認識されるなど、被災状況に応じて利用可能な交通手段が異なることから、災害時の多様な交通モードの活用や被災状況の早期把握手法のあり方等について検討する。 [国、道、市町村、民間] 《道内》 		北海道自転車 画策定(2018 年 追加	
15% (2018) → 80% (2027) 緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率 (道道) 0% (2018) → 50% (2028) 橋梁の予防保全率 (道道) 67% (2018) → 100% (2022)	《指 標》 道路防災総点検における道路斜面等の要対策箇所の対策率(道道) 0% (H29) → 80% (H39) 緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率(道道) 59% (H26) → 100% (H37) 橋梁の予防保全率(道道) 17% (H24) → 60% (H29) 農道橋・農道トンネルを対象とした点検・診断の実施率		
農道橋・農道トンネルを対象とした機能保全計画の策定割合 <u>74</u> %(<u>2018</u>) → 100%(<u>2020</u>)	82% (H25) → 100% (H28) 農道橋・農道トンネルを対象とした機能保全計画の策定割合 7% (H28) → 100% (H32) 国際航空定期便就航路線数 15 路線 (H26) → 23 路線 (H29)		
	5. 経済活動の機能維持		
業活動等の停滞	5-1 サ プライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 (リスク分散を重視した企業立地等の促進) <u>重点</u> O 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所 在する企業の本社機能や生産拠点の本道への移転、立地に向けた取組を促進する。		
ともに、人材確保の支援を併せて行う。[国、道、市町村、民間]《道外》 O 冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった本道の優位性を活 のいた、データセンター等の本道への立地を促進する。また、データセンターの集積に不可欠である強靱かつ冗長的な情報通信インフラ環境の確保に向けた検討を行	[国、道、市町村、民間]《道外》 D 冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった本道の優位性を活かし、データセンター等の本道への立地を促進する。[国、道、市町村、民間]《道外》		

	北海道強靱化計画 新旧対照表	
改定原案	現 行	備考
<u>う。</u> [国、道、市町村、民間]《道外》		
O 災害による企業の立地の不安や立地意欲の影響を回避するため、復旧状況や電力		有識者懇談会の意見
の安定供給などについての正確な情報を道外に向けて発信する。[道]《道内》		
	(経済活動の継続に資する情報通信インフラの整備) <u>重点</u> O 大災害時における国全体の経済活動の継続に不可欠な情報通信網の冗長性を確保するため、北海道と日本海側都市を結ぶ日本海光海底ケーブル及び北海道と北米を結ぶ国際光海底ケーブルの敷設に向けた取組を促進する。[国、道、民間]《道内·道外》	5112 に統合
(企業の <u>事業</u> 継続体制の強化) 〇 大災害時における経済活動の継続を確保するため、 <u>策定が遅れている中小企業に対する専門家の派遣や「北海道版BCP策定の手引き」の策定、配付のほか、産業支援機関等との連携による支援などにより、</u> 道内の中小企業等における「 <u>事業</u> 継続計画」の策定を促進する。 <u>また、商工会・商工会議所が市町村と共同で策定する「事業総続力強化支援計画」の策定を促進する。</u> [国、道、民間]《道内》	る民間企業との連携により、道内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進	
(被災企業等への金融支援) O 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。[道]《道内・道外》	(被災企業等への金融支援) O 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。[道]《道内・道外》	
《指 標》 リスク分散による企業立地件数 <u>122</u> 件(<u>2014~18 の累計</u>) → <u>125</u> 件(<u>2020~24 の累計</u>)	《指 標》 リスク分散による企業立地件数 63件(H24~H26の累計) → 92件(H28~H31の累計)	
5-2 道内外における 物 流機能等の大幅な 低 下	5-2 道内外における 物 流機能等の大幅な 低 下	
(港湾の機能強化) ○ 災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾の機能強化に向け、ターミナル機能の強化に資する港湾施設の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策を計画的に推進する。[国、道、市町村]《道内・道外》 ○ 国際拠点港湾及び重要港湾における業務継続計画について、防災訓練等を通じ、必要な見直しを図るとともに、災害時における港湾間の相互応援体制の強化に向けた取組を推進する。[国、道、市町村]《道内・道外》 ○ 北極海航路の利活用に向けて、道内港湾の拠点化に向けた検討や航行船舶の誘致など、貨物輸送体制の構築を進めるほか、地理的に優位性のある北海道の港湾の新	(港湾の機能強化) 重点 ○ 災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾の機能強化に向け、ターミナル機能の強化に資する港湾施設の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策を計画的に推進する。[国、道、市町村]《道内・道外》 ○ 国際拠点港湾及び重要港湾における業務継続計画の策定を促進するとともに、災害時における港湾間の相互応援体制の強化に向けた取組を推進する。[国、道、市町村]《道内・道外》 ○ 北極海航路の進展状況を踏まえ、ヨーロッパ、ロシア地域との貿易拠点としての利活用など、地理的に優位性のある北海道の港湾の新たな活用方策やそのための機	

·	北海道強勢化計画 新旧对照表	
改定原案	現 行	備考
たな活用方策やそのための機能整備のあり方等について検討を進める。[国、道、民間]《道内·道外》	能整備のあり方等について検討を進める。[国、道、民間]《道内・道外》	
(陸路における流通拠点の機能強化) O 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。[国、道、市町村、民間]《道内》	(陸路における流通拠点の機能強化) O 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。[国、道、市町村、民間]《道内》	
《指 標》 北海道太平洋側港湾 BCP および道央圏港湾 BCP における、防災訓練を実施したのべ 港湾数 2港湾 (2019) → 9港湾 (2024)	《指 標》 国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画 (港湾 BCP)の策定割合 8% (12 港湾中1港湾)(H25) → 100% (H28) 大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能 人口カバー率 27% (H24) → 59% (H28)	
6. 二次災害の 抑 制		
6-1 た め池の機能不全 等 による二次災害の発生 (ため池の防災対策)	6-1 た め池の機能不全等による二次災害の発生	2018 年 7 月豪雨 2019 年台風 19 号
《指 標》 防災重点ため池の耐震性、豪雨に関する詳細調査の実施割合 0% (2019) → 100% (2024) 防災重点ため池のハザードマップの策定割合 51% (2018) → 100% (2024)	《指 標》 ため池の点検・診断の実施割合 30% (H25) → 100% (H27) 防災重点ため池のハザードマップの策定割合 0% (H25) → 100% (H32)	
止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、 道、市町村、民間]《道内》	[6-2 農地・森林等の荒廃による 被 害の拡大 (森林の整備・保全) <u>重点</u> ○ 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。[国、道、市町村、民間]《道内》 ○ エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様	

	北海道強勢化計画 新旧对照表	
改定原案	現 行	備考
な森林づくりを進める。[国、道、市町村、民間]《道内》	な森林づくりを進める。[国、道、市町村、民間]《道内》	
(農地・農業水利施設等の保全管理) O 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、市町村]《道内》	(農地・農業水利施設等の保全管理) 〇 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。[国、道、市町村]《道内》	
《指 標》 育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積(うち育成複層林の面積) 753 千 ha(2017) → 840 千 ha(2036)	《指 標》 育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積(うち育成複層林の面積) 709 千 ha(H27)→□840 千 ha(H48)	
森林の蓄積(二酸化炭素貯蔵量) <u>801</u> 百万m ³ (<u>2017</u>) → 835 百万m ³ (<u>2026</u>)	森林の蓄積(二酸化炭素貯蔵量) 782 百万 m³(H27) ➡□835 百万 m³(H38) 	
道有林における育成複層林など多様な森林に誘導する人工林の面積 40.9 千 ha (2018) → 51.0 千 ha (2026)	道有林における育成複層林など多様な森林に誘導する人工林の面積 37.0 千 ha (H27) → 51.0 千 ha (H38)	
7. 迅速な 復 旧・復興等	7. 迅速な 復 旧・復興等	
7-1 災 害廃棄物の処理 <u>や仮設住宅の整備等の停滞</u> による復旧・復興の大幅な遅れ	7-1 災 害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	
(災害廃棄物の処理体制の整備) O 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、市町村における 災害廃棄物処理計画の策定を促進する <u>とともに、大規模自然災害時に備え、道内外</u> における相互協力支援体制の構築に努める。[国、道、市町村]《道内・道外》	(災害廃棄物の処理体制の整備) 〇 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、北海道災害廃棄物処理計画について、国の計画との整合を図りながら、早期に策定するとともに、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するなど、広域的な視点からの廃棄物処理体制を整備する。[国、道、市町村]《道内・道外》	2019 年台風 19 号
(地籍調査の実施) O 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。[国、道、市町村]《道内》	(地籍調査の実施) 〇 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。[国、道、市町村]《道内》	
(仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保) O 仮設住宅用地等の用に供するものの所有者不明土地に関して、国の動向を踏まえながら、円滑な収用手続等を検討する。また、住家の被害認定調査などの業務に関し被災市町村に対する効果的な支援方法を検討する。[国、道、市町村]《道内》		
《指標》 市町村における災害廃棄物処理計画の策定率 <u>10</u> % (<u>2018</u>) → 80% (<u>2023</u>) 地籍調査進捗率 61% (<u>2018</u>) → 65% (<u>2019</u>)	《指 標》 市町村における災害廃棄物処理計画*の策定率 0% (H25) → 80% (H35) *平成26年3月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づく計画 地籍調査進捗率 61% (H25) → 65% (H31)	
7-2 復旧・復興等 を 担う人材の絶対的不足	7-2 復旧・復興等 を 担う人材の絶対的不足	

北海道強靱化計画 新旧対照表				
改定原案	現 行	備考		
 (災害対応に不可欠な建設業との連携) ○ 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。[道、市町村、民間]《道内》 ○ 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。[国、道、民間]《道内》 	 (災害対応に不可欠な建設業との連携) ○ 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。[道、市町村、民間]《道内》 ○ 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。[国、道、民間]《道内》 			
(行政職員の活用促進) O 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の <u>応援・受援体制</u> を強化する。 <u>なお、道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対しては、道と一定規模以上の道内市町村による連絡会議の枠組みを活用し、応援体制の強化を図る。</u> [国、道、市町村]《道内・道外》	(行政職員の活用促進) 〇 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。[国、道、市町村]《道内・道外》			
 (地域コミュニティ機能の維持・活性化) ○ 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるように、市町村や集落住民に対し、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、地域ぐるみの農村ツーリズムの取組を推進することにより、農村地域の活性化を図る。[国、道、市町村]《道内》 				
5 効果的・効率的な施策展開のための体系付け	3 施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定)			
本計画の3つの目標を実現するためには、道のみならず国、市町村、民間事業者、 道民の方々と強靱化施策の展開方向のイメージを共有するとともに、互いに連携・協	【施策重点化の考え方及び設定方法】 国の基本計画においては、45 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態	3分野の設定による体系的 な施策展開を追加。重点化す		
力しながら、体系的に施策の展開を図っていくことが必要である。	回避のためのプログラムを策定し、その中から、15 の重点化すべきプログラムを	る取組については、毎年度、		
このため、21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに掲載した63の施策項目に	選定している。	本計画に基づき策定する推		
ついて、各施策がターゲットとする自然災害リスクを明確化することで、効果的・効	本計画においては、国が設定した 45 の最悪の事態をもとに、北海道の特性等を	進方策「北海道強靱化アクシ		
率的な施策の展開を図ることとし、道内おける自然災害リスクに対し、北海道自らの	勘案し、21 の事態に整理・統合・絞り込み等を行った上で、脆弱性評価を行い、	ョンプラン」において対応す		
		- L. 14-		

施策プログラムを策定している。

る旨に修正。

脆弱性を克服するための施策分野、首都直下地震や南海トラフ地震など道外における

	-11	北海追強勢化計画 新旧对照表				
改定原案			現	行	ſ	黄
自然災害リスクに対し、被災リスクの最小化に向け、北	毎道の強みを活かしたバック	こうしたことか	ら、改めて「起きてはな	らない最悪の事態」区分における重点	化	
アップ機能を発揮させる施策分野、そしてこれら2つの	<u>地策分野を下支えする道内及</u>	は実施せず、21 の	施策プログラムを構成	する 60 の施策項目の区分 (施策プログ	ラ	
び全国の強靱化を支えるネットワークの整備に向けた施	<u> 策分野の3分野を設定する。</u>	ムの中で、関連施	策を()書きで括って	こいる項目)を対象に、以下に示す視点	及	
なお、各施策項目を構成する個別施策の推進に当たっ	ては、当該個別施策の進捗状	び市町村の意向等	に基づき、緊急性や優先	先度を総合的に判断し、38 の重点化す	ベ	
· 況はもとより、施策の実施による影響の大きさや平時に	おける効用の発揮の観点、各	き施策項目を設定	した。			
- 種災害に係る被害想定等の見直し状況等を勘案し、毎年	と、本計画に基づく推進方策					
(北海道強靱化アクションプラン)を策定することとと						
【3つの分野と施策項目一覧】						
I 自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するた	めの施策	■点化の視点				
	等に要する情報基盤、資機	<u> </u>	当該施策を講じたい場	場合、大規模自然災害の発生時におい		
②建築物等の老朽化対策 材の整備	サに女 7 の 旧 秋 坐 血 、 臭	影響の大きさ	て、どの程度重大な影			
③避難場所等の指定・整備・普及啓発 ②保健所機	能の充実	### O ###				
	<u>860元条</u> の生活環境の改善、健康へ	施策の進捗		まで以上に向上させる必要があるか		
⑤警戒避難体制の整備 の配慮	<u>// 工/// *水/元 // 以 古、 </u>	平時の効用		災害の発生時のみならず、平時におい		
			ても有効に機能するも	のか		
	本 <u>部機能等の強化</u>	国全体の強靱	当該施策が国全体の強	靱化にどの程度寄与するものか		
	<u> </u>	化への寄与				
	供給の確保、石油コンビナ					
⑩河川改修等の治水対策 一ト等の				ては、関連する目標値の高度化や目標		
	ガスパス 等の防災対策	次の前倒しも視野	に、計画推進期間にお	ける関連施策の着実な推進を図るもの	٢	
	9の防炎対策 投等の防災対策	する。また、目標値	直が設定されていない関	関連施策についても、これまでの経年的	な	
化 ②ため池の		施策進捗状況等を	踏まえ、計画推進期間に	こおいて、進捗度の上積みをめざすなと	. ·	
		効果的な推進に努	める。			
③除雪体制の確保		各施策項目を構	成する個別施策の推進	に当たっては、当該施策の進捗状況や	各	
	<u>業水利施設等の保全管理</u>	種災害に係る被害	想定等の見直し状況に	加え、国が毎年度策定する「国土強靱化	ア	
<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>		クションプラン」 [〔]	等を踏まえ、機動的に対	対応する必要があることから、本計画に	基	
	など生活基盤等の迅速な確	づく推進方策(毎	年度策定)の中で、施設	策レベルの更なる重点化を図っていく。		
①帰宅困難者対策の推進 保		また、市町村が3	主体となる取組について	ては、本計画に示す重点化の方向性を踏	ま	
	こ不可欠な建設業との連携	えつつ、各市町村	の施策の進捗や財政状	況に応じた施策展開に努める。		
	ュニティの維持・活性化					
Ⅱ 国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮	するための施策					
①積雪寒冷を想定した避難所等の対策 ①食料生産	基盤の整備					
②物資供給等に係る連携体制の整備 ①道産食料	品の販路拡大					
③防災訓練等による救助・救急体制の強 ③道産農産	勿の産地備蓄の推進					
<u>化</u> <u>他</u>	品の流通体制の確保					
④自衛隊体制の維持・拡充 ⑤リスク分	<u>散を重視した企業立地等の</u>					
<u>⑤被災時の保健医療支援体制の強化</u> 促進						
⑥広域応援・受援体制の整備	業継続体制の強化					
⑦政府機能等のバックアップ ①被災企業	等への金融支援					

	北海退強勢化計画 新山対照表		
改定原案	現 行	備	考
⑧再生可能エネルギーの導入拡大			
②電力基盤等の整備			
⑩多様なエネルギー資源の活用			
Ⅲ 北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークを整備するための施策			
①緊急輸送道路等の整備 ⑥鉄道の機能維持・強化			
②北海道新幹線の整備等 ②災害時における早期の危険箇所の把			
③道内交通ネットワークの整備 <u>握</u>			
④道路施設の防災対策等 ⑧港湾の機能強化			
⑤空港の機能強化			
V 地域における施策展開の方向性	V 地域における施策展開の方向性		
1 地域の実情や特性に応じた施策展開	1 地域の実情や特性に応じた施策展開		
国土の22%を占める広大な北海道の強靱化に向けては、道内各地域の特性に応じた	国土の 22%を占める広大な北海道の強靱化に向けては、道内各地域の特性に応じた		
取組を推進することが必要となる。	取組を推進することが必要となる。		
このため、北海道総合計画(新北海道計画)に基づく6つの地域(道南、道央、道	このため、北海道総合計画(新北海道計画)に基づく6つの地域(道南、道央、道		
北、オホーツク、十勝、釧路・根室)ごとに、各地域における自然災害リスクの態様、	北、オホーツク、十勝、釧路・根室)ごとに、各地域における自然災害リスクの態様、		
地域の特性、施策の推進状況等を踏まえ、特に留意すべき施策の展開方向を提示する。	地域の特性、施策の推進状況等を踏まえ、特に留意すべき施策の展開方向を提示する。		
地域ごとの施策展開に当たっては、前章Ⅳで示した「北海道強靱化のための施策プ	地域ごとの施策展開に当たっては、前章Ⅳで示した「北海道強靱化のための施策プ		
ログラム」を基本に、以下に示す方向性に留意しながら、地域の実情や優位性、自然	ログラム」を基本に、以下に示す方向性に留意しながら、地域の実情や優位性、自然		
災害リスクの特性等に応じた効果的な推進を図ることとする。	災害リスクの特性等に応じた効果的な推進を図ることとする。		
6つの地域別に提示する「主な自然災害リスク」、「地域特性等」、「主な施策の展開	6つの地域別に提示する「主な自然災害リスク」、「地域特性等」、「主な施策の展開		
方向」については、次の考え方で整理している。	方向」については、次の考え方で整理している。		
【主な自然災害リスク】について	【主な自然災害リスク】について		
· 道内における主な自然災害リスク(P●参照)を基本に、当該地域における特徴	・ 道内における主な自然災害リスク(P9参照)を基本に、当該地域における特徴		
的な自然災害リスクを提示。	的な自然災害リスクを提示。		
・ 本項に示されていない他の自然災害リスクについても、全道共通のリスクとして	・ 本項に示されていない他の自然災害リスクについても、全道共通のリスクとして		
存在することに留意。	存在することに留意。		
【地域特性等】について	【地域特性等】について		
・ 強靱化の観点から特に留意すべき地域特性や課題を提示。	・強靱化の観点から特に留意すべき地域特性や課題を提示。		
【主な施策の展開方向】	【主な施策の展開方向】		
・ 前章Ⅳ「北海道強靱化のための施策プログラム」に基づく施策展開を進めるに当	· 前章IV「北海道強靱化のための施策プログラム」に基づく施策展開を進めるに当		
たり、上記の【主な自然災害リスク】や【地域特性等】を踏まえ、特に留意すべき	たり、上記の【主な自然災害リスク】や【地域特性等】を踏まえ、特に留意すべき		
施策推進の具体的な方向性を記載。	施策推進の具体的な方向性を記載。		
・ 本項に示されていない施策についても、前章の施策プログラムに沿って、地域の	・ 本項に示されていない施策についても、前章の施策プログラムに沿って、地域の		
実情に応じ、必要な取組を推進する。	実情に応じ、必要な取組を推進する。		
※改 定案で提示。	1 — 1 道南地域		
	1-2 道央地域		
	1-3 道北地域		

改定原案	現	備考
	1 -4 オ ホーツク地域	
	1-5 十勝地域	
	1-6 釧路·根室地域	
2 地域間連携による施策展開	2 地域間連携による施策展開	
地震津波や火山噴火など広域にわたる大規模自然災害の発生時には、多数の死傷	地震津波や火山噴火など広域にわたる大規模自然災害の発生時には、多数の死傷者、	
者、避難者が想定され、こうした事態に対応するためには、市町村や振興局区域など	避難者が想定され、こうした事態に対応するためには、市町村や振興局区域など限ら	
限られた地域内での対応には限界がある。	れた地域内での対応には限界がある。	
このため、各地域における自然災害の被害想定等を踏まえ、避難場所の確保、救援	このため、各地域における自然災害の被害想定等を踏まえ、避難場所の確保、救援	
救護等を担う人員の調達、救援物資の供給をはじめ様々な応急対策について、広域的	救護等を担う人員の調達、救援物資の供給をはじめ様々な応急対策について、広域的	
な観点から地域間連携による支援体制の強化に向けた取組を推進する。	な観点から地域間連携による支援体制の強化に向けた取組を推進する。	
《広域的な地域間連携による対応が必要とされる大規模自然災害の想定例》	《広域的な地域間連携による対応が必要とされる大規模自然災害の想定例》	
・ 太平洋沿岸における地震・津波による多数の死傷者、避難者の発生	・ 太平洋沿岸における地震・津波による多数の死傷者、避難者の発生	
・ 樽前山の噴火、札幌圏における大地震など、人口密集地における大規模自然災害	・ 樽前山の噴火、札幌圏における大地震など、人口密集地における大規模自然災害	
による多数の死傷者、避難者の発生など	による多数の死傷者、避難者の発生など	
2-1 道と市町村等の災害時応援体制の強化	2-1 道と市町村等の災害時応援体制の強化	
・ 地域間連携による対応がさらに円滑に行えるよう、道と市町村間で締結している	・ 地域間連携による対応がさらに円滑に行えるよう、道と市町村間で締結している	現行計画策定時からの取組
災害時の応援協定について、 <u>引き続き</u> 一時滞在を要する避難住民の広域的な受入な	災害時の応援協定について、一時滞在を要する避難住民の広域的な受入などの対象	経過を踏まえ修正。
どの対象業務の拡大も含め、運用面での対応を強化する。	業務の拡大も含め、運用面での対応を強化する。	
・ 災害発生時における救援救助活動をはじめ、多数の避難者に対応した避難所や一	・ 災害発生時における救援救助活動をはじめ、多数の避難者に対応した避難所や一	
時滞在場所の確保、支援物資の調達などの応急対策を行うに当たり、道が広域的な	時滞在場所の確保、支援物資の調達などの応急対策を行うに当たり、道が広域的な	
調整機能を十分発揮できるよう、 <u>引き続き</u> 具体の大規模自然災害を想定した訓練を	調整機能を十分発揮できるよう、具体の大規模自然災害を想定した訓練を定期的に	
定期的に実施するなど、平時の取組を推進する。	実施するなど、平時の取組を推進する。	
・ 民間企業・団体等との間で締結している応援協定についても、新たな協定の締結を	・ 民間企業・団体等との間で締結している応援協定についても、新たな協定の締結を	
含め、応援体制の充実を図る。	含め、応援体制の充実を図る。	
・ 14 の振興局地域ごとに備蓄整備方針を策定し、振興局地域内での備蓄・調達体制	・ 14 の振興局地域ごとに備蓄整備方針を策定し、振興局地域内での備蓄・調達体制	
を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。	を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。	
2-2 市町村相互の応援 <u>・受援</u> 体制の強化	2-2 市町村相互の応援体制の強化	
・ 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、市町村は、あらかじめ依頼す	・ 定住自立圏など市町村間の広域連携に関する既存制度の中で、物資の備蓄や避難	今回実施した脆弱性評価結
べき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制の構築を図	者の受け入れなどに関する防災協定の締結を促進するなど広域的な応援体制の強化	果を踏まえ修正。
<u>る。</u>	を図る。	
・ 応援側の自治体についても、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備など事	・ 沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流連携協定」の締	
前に応援体制を検討しておく必要がある。	結など、災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促	
	進する。	
2-3 道外自治体との連携の推進	2-3 道外自治体との連携の推進	
・ 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、被災市区町村応援職	・ 全国知事会や北海道・東北地方知事会における災害時応援協定の枠組みに沿って、	今回実施した脆弱性評価結
員確保システムや全国知事会による応援協定等の効果的な運用方法の検討ととと	道と他の都府県との広域応援・受援体制の構築を図る。	果を踏まえ修正。
もに、円滑な相互応援を実施するための応援・受援体制の構築を図る。	・姉妹都市や友好都市提携の実績などを活かし、道内市町村における道外市町村と	

北海直強勢化計画 新旧対照表		
改定原案	現 行	備考
	の災害時の相互応援協定の締結を促進するなど、市町村単位の連携体制の強化を図	
	ప .	
VI 計画の推進管理	Ⅵ 計画の推進管理	
1 計画の推進期間等	1 計画の推進期間等	
北海道強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、北海道の内外における	北海道強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、北海道の内外における	
社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要と	社会情勢の変化や国全体の強靭化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要とな	
なることから、本計画の推進期間は概ね5年間とする。なお、計画期間内においても、	ることから、本計画の推進期間は概ね5年間とする。なお、計画期間内においても、	
社会情勢の大きな変化等により、計画内容の抜本的な見直しが必要な場合には、適宜	社会情勢の大きな変化等により、計画内容の抜本的な見直しが必要な場合には、適宜	
見直しを行う。	見直しを行う。	
また、本計画は、北海道の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として	また、本計画は、北海道の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として	
位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それ	位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それ	
ぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図	ぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図	
っていく。	っていく。	
2 計画の推進方法	2 計画の推進方法	
2-1 施策毎の推進管理	2-1 施策毎の推進管理	
本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策		
毎の推進管理を行うことが必要である。	毎の推進管理を行うことが必要である。	
このため、施策プログラムの推進に当たっては、道庁内の所管部局を中心に、国		
や市町村等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況など	や市町村等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況など	
を継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。	を継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。	
《 施策毎の推進管理に必要な事項 》	《施策毎の推進管理に必要な事項》	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 当該施策に関する道庁内の所管部局、国の関係府省庁	
計画期間における施策推進の工程	計画期間における施策推進の工程	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点	
当該年度における予算措置状況	・ 当該年度における予算措置状況	
・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項	・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項	
・ 指標の達成状況 等	・ 指標の達成状況 等	
THE NATION CONTINUES AND	THE DAY OF COMMAND AND AND AND	
2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進	2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進	
計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏		
まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国への政策		
提案を通じ、更なる施策推進につなげていくという PDCA サイクルを構築し、北海道		
確靱化のスパイラルアップを図っていく。	確靱化のスパイラルアップを図っていく。	
この PDCA サイクルを効果的に機能させるため、向こう1年間における具体的な施		
策の推進方策を示す「北海道強靱化アクションプラン」を毎年度策定し、計画の実		
	の実効性を高める。	
なお、計画の進捗状況を踏まえた施策の着実な推進を図るため、政策評価におい		
て、北海道総合計画等と一体的な推進管理を行う。	て、北海道総合計画等と一体的な推進管理を行う。	
て、心海風心口可凹寸と 学的な性に自任で行う。	C、4D/四位的自己 単立C	

改定原案	現 行	備考
《 北海道強靱化アクションプランの記載事項 》	《 北海道強靱化アクションプランの記載事項 》	ин .2
N	・施策プログラムの進捗状況、取組の成果及び課題の把握	
・ 施泉プログラムの進歩状況、 取組の成未及の保護の行達 → 必要に応じ脆弱性評価の再評価を実施	・ 施泉プログラムの進歩状況、 取組の成未及の保護の行佐 → 必要に応じ脆弱性評価の再評価を実施	
・向こう一年間に重点的に推進する施策の内容	・向こう一年間に重点的に推進する施策の内容	
→ 計画で設定した重点項目の中から、当該年度の重点施策を策定 (必要に応じて計画で設定した重点項目を見直し)	→ 計画で設定した重点項目の中から、当該年度の重点施策を策定 (必要に応じて計画で設定した重点項目を見直し)	
(必要に応じて計画で設定した重点項目を発直し) ・ 施策推進の手立て	(必要に応じて計画で設定した重点項目を見直し) ・施策推進の手立て	
→ 道における事業化(予算措置 等)	・ 施泉推進の子立 C → 道における事業化(予算措置 等)	
→ 国への政策提案(予算措置、制度創設、規制緩和 等)	→ 国への政策提案(予算措置、制度創設、規制緩和 等) 	
3 推進体制	3 推進体制	
3-1 オール北海道による推進体制の構築	3-1 オール北海道による推進体制の構築	
計画の推進に当たっては、道のみならず国、市町村、民間の関係者が総力をあげ	計画の推進に当たっては、道のみならず国、市町村、民間の関係者が総力をあげ	
て、多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に実施することが不可欠である。	て、多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に実施することが不可欠である。	
このため、知事を本部長とする「北海道強靱化推進本部」を設置し、全庁横断的	このため、知事を本部長とする「北海道強靱化推進本部」を設置し、全庁横断的	
な体制の強化を図るとともに、行政、民間事業者、関係団体等の連携によるオール	な体制の強化を図るとともに、行政、民間事業者、関係団体等の連携によるオール	
北海道の推進体制のもと関連施策の着実な推進を図る。	北海道の推進体制のもと関連施策の着実な推進を図る。	
さらに、地域の実情を踏まえた計画の推進管理を行うため、北海道の出先機関と	さらに、地域の実情を踏まえた計画の推進管理を行うため、北海道の出先機関と	
して 14 地域に配置している総合振興局及び振興局を通じ、道内 6 つの圏域ごとに、	して 14 地域に配置している総合振興局及び振興局を通じ、道内 6 つの圏域ごとに、	
施策の進捗状況や課題等の把握を行い、北海道全体の計画推進に反映させる。	施策の進捗状況や課題等の把握を行い、北海道全体の計画推進に反映させる。	
3-2 市町村における強靱化の取組の促進	3-2 市町村における強靱化の取組の促進	
北海道強靱化を実効あるものとするためには、国や道・市町村・民間がそれぞれ	北海道強靱化を実効あるものとするためには、北海道全体による取組に加え、道	強靱化施策の実効性を高め
役割を担いながら、互いに連携して取り組む必要があり、道と市町村との連携の強	内の市町村がそれぞれの地域の実情や特性を踏まえた取組を主体的に行うことが求	る観点から、道内全市町村に
化を図るとともに、それぞれの市町村が地域の実情や特性を踏まえた取組を主体的	められる。	おける強靱化計画の策定を
<u>かつ着実に進めていくことが重要である。</u>	とりわけ北海道の人口の3分の1以上を占め、行政や経済の枢要な機能が集積す	目指し、そのための道の取組
こうした市町村の取組を総合的かつ計画的に推進するためには、道内全ての市町	る札幌市の強靱化は、札幌市のみならず北海道全体として取り組むべき重要な課題	を計画に位置付ける。
村において基本法に基づく地域計画の策定が必要であり、道では、市町村において	であり、北海道の強靱化に向けては、札幌市を含む道内の中核都市、地方都市、農	
円滑に計画策定がなされるよう、「国土強靭化地域計画策定マニュアル」の充実や説	山漁村それぞれが有する機能の連携・相互補完を一層強化する必要がある。	
明会の開催、個別相談の受付など、積極的な支援を行う。	こうした観点から、市町村における強靱化計画の策定など関連施策の推進に当た	
また、計画策定後においても、地域計画の推進・見直しに係る課題の把握に努め	<u>っては、各市町村の</u> 取組が北海道全体の強靱化に結びつくよう、道として多面的な	
<u>るとともに、必要な情報提供や助言を行う。</u>	支援を行う。	
4 必要な予算の確保に向けた国への働きかけ		
2018 年 7 月豪雨や台風 21 号、胆振東部地震における被害を踏まえ、今後、同様		強靱化施策の実効性を高め
の被害を防ぐため、国では 2018 年度から 2020 年度まで「防災・減災、国土強靱化		る観点から、特に「3か年緊
<u>のための3か年緊急対策」に取り組んでいるところ。</u>		急対策」後における国費予算
道においてもこの対策を活用し、国と一体となって対策を進めているところであ		確保の取組を計画に位置付
るが、抜本的な治水対策など、地域の状況に応じて長期的な視点で取り組む本格的		ける。
な強靱化対策が着実に実施できるよ		

改定原案	現 行	備考
<u>う、必要な予算の確保について国に働きかけていく。</u>		
5 持続可能な開発目標 (SDGs) *の達成に向けた施策の推進	4 持続可能な開発目標 (SDGs) **の達成に向けた施策の推進	
SDGsの目標達成に向けた国土強靱化の取組について、国では「持続可能な開発	SDGsの目標達成に向けた国土強靱化の取組について、国では「持続可能な開発	「推進ビジョン」の策定を踏
目標 (SDGs) 実施指針」(2016 年 12 月策定) の8つの優先課題のうち、「4. 持続可	目標 (SDGs) 実施指針」(2016年12月策定)の8つの優先課題のうち、「4. 持続可能	まえ修正。
能で強靱質の高いインフラの整備」として示し、目標達成に向け、各施策を推進して	で強靱な国土と質の高いインフラの整備」として示し、目標達成に向け、各施策を推	
いる。	進している。	
道においては、「北海道SDGs推進ビジョン」(2018年12月策定)の課題Ⅰ「あ	道においては、北海道総合計画をはじめとする各種計画や取組方針など、国の実施	
らゆる人々が将来の安全・安心を実感できる社会の形成」における対応方向「iv 災	指針と方向性を同じくする施策に取り組んでおり、本計画についても「持続可能な開	
害に強い地域づくりとバックアップ機能の発揮」及び優先課題Ⅴ「持続可能で個性あ	発目標(SDGs)」の達成に資するものである。	
ふれる地域づくり」における対応方向「iv 社会・経済を支える持続可能なインフラ		
整備の推進」の中で、強靭化の取組を位置付け、SDGsの推進を進めており、本計		
画についても「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に資するものである。		
※持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)	※持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)	
2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発	2015 年 9 月に国連で採択された、先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の開発	
目標。17 のゴール(目標)とその下位目標である 169 のターゲットから構成。	目標。17 のゴール(目標)とその下位目標である 169 のターゲットから構成。	